# 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 4 | 地方税の賦課徴収に関する事務　全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
| --- | --- |
| 特記事項 | 大田区では地方税の賦課徴収に関する事務の一部を委託している。委託業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取り扱いに係る条項を別途定めている。 |

## 評価実施機関名

大田区長

## 個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

［令和7年5月　様式4］

# 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| （別添1）事務の内容 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添2）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| Ⅳ　その他のリスク対策 |
| Ⅴ　開示請求、問合せ |
| Ⅵ　評価実施手続 |
| （別添3）　変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 地方税の賦課徴収に関する事務 |
| ②事務の内容　※ | 大田区における地方税に関する賦課徴収等の事務は、以下の「特別区民税・都民税（以下「個人住民税」という。）賦課関係事務」「軽自動車税賦課関係事務」「収納管理関係事務」「滞納整理関係事務」「証明書発行関係事務」に分け行っている。（なお、本評価書中の「個人住民税」には、一部「森林環境税」を含む。）<br><br>1　個人住民税賦課関係事務<br>地方税法等に基づき、その年の１月１日に大田区に居住する者に対し、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別区民税・都民税申告書等の課税資料を基に、個人住民税額を計算し、賦課決定する。<br>① 申告受付業務<br>② 課税業務<br>③ 賦課決定（通知書等発送）業務<br>④ 調査業務<br><br>2　軽自動車税賦課関係事務<br>地方税法に基づき、その年の４月１日に大田区を定置場とする軽自動車等を所有する者に対し、賦課決定する。<br>① 申告受付業務<br>② 賦課決定（通知書等発送）業務<br><br>3　収納管理関係事務<br>地方税法等に基づき賦課された個人住民税、軽自動車税の収納情報を管理する。<br>① 賦課情報の入手<br>② 収納情報（納付済通知書）の入手<br>③ 過誤納金等に関する業務<br>④ 督促・一斉催告に関する業務<br>⑤ 口座振替に関する業務（普通徴収・軽自動車税）<br><br>4　滞納整理関係事務<br>地方税法及び国税徴収法等に基づき、個人住民税、軽自動車税を滞納している者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処理等を行う。<br>① 収納管理情報の入手<br>② 催告書の送付<br>③ 納付交渉<br>④ 各種調査<br>⑤ 滞納処分<br><br>5　証明書発行関係事務<br>納税義務者等からの申請に基づき、課税・非課税・納税証明書を発行する。<br><br>※区民情報系基盤システムの特定個人情報ファイルのシステムの機能については、共通別添資料「番号法実施に伴う情報連携に関する事務　全項目評価書」を参照ください。 |
| ③対象人数 | [　30万人以上　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

| | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 税務システム |
| ②システムの機能 | 個人住民税及び軽自動車税の賦課に必要な情報を記録し、税額計算を行い、通知書等を作成する。<br>納税義務者からの納付に基づき、その記録を管理する。<br><br>【個人住民税賦課関係事務】<br>1 当初課税準備<br>①納税義務者登録機能、②総括表作成機能、③申告書作成機能、④課税資料登録機能<br>2 当初課税<br>①当初課税機能、②扶養登録機能、③納税管理人登録機能、④当初通知書作成機能、<br>⑤みなし課税通知情報登録機能、⑥調定表(当初)作成機能<br>3 更正<br>①申告受付登録機能、②特別徴収者異動情報受付登録機能、③減免申請受付登録機能、<br>④更正(税額変更)機能、⑤変更通知書作成機能、⑥調定表(更正)出力機能<br>4 発行<br>①各種証明書発行機能、②通知書等発行機能(1件対応)<br>5 照会<br>①賦課情報照会機能<br>6 統計<br>①統計情報作成機能<br>7 証明書情報連携<br>①税証明書情報のコンビニ交付システムへの連携機能<br><br>【軽自動車税賦課関係事務】<br>1 当初課税準備<br>①新規車両登録機能、②車両変更登録機能、③廃車登録機能、④証明書作成機能<br>2 当初課税<br>①当初課税機能、②当初通知書作成機能、③調定表(当初)作成機能<br>3 更正<br>①更正申告受付登録機能、②減免申告受付登録機能、③税額変更機能、④証明書交付機能<br>⑤調定表(更正)作成機能<br>4 発行・通知<br>①各種証明書発行機能、②再交付機能、③各種通知書発行機能<br>5 照会<br>①車両情報照会機能<br>6 統計<br>①統計情報作成機能<br><br>【収納管理関係事務】<br>1 賦課情報の登録機能<br>2 収納情報(納入済通知書)の入手・消込機能<br>①収納情報入手機能、②納付記録消込処理機能<br>3 過誤納金等の還付・充当等処理に関する機能<br>4 督促・一斉催告に関する機能<br>5 口座振替情報登録機能<br>6 滞納繰越機能<br>7 発行機能<br>①納税証明書の発行機能、②納付書再発行機能<br>8 照会機能<br>9 会計資料、報告資料作成機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　( 滞納管理システム　) |

| システム2 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 滞納管理システム |
| ②システムの機能 | 1　収納管理情報の入手・登録機能<br>2　個別催告書等作成機能<br>3　納付交渉に関する記録機能<br>　①分割納付、徴収猶予、延滞金減免などの交渉、申請、審査結果の登録<br>　②納付約束等の記録<br>4　各種調査記録機能<br>5　滞納処分記録機能<br>　①交付要求<br>　②差押え<br>　③公売(換価)<br>　④猶予<br>　⑤執行停止<br>6　納付書等再発行機能<br>7　歳入決算資料作成機能<br>　①不能欠損処理<br>　②滞納繰越<br>8　滞納情報照会機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |

| システム3 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 審査システム（eLTAX） |
| ②システムの機能 | 「eLTAX（エルタックス）」とは「地方税ポータルシステム」の呼称で、地方税における手続きをネットワークを利用して電子的に行うシステムであり、全地方公共団体を会員とする地方税共同機構が運営している。<br>給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ、各市区町村に設置された「審査システム（eLTAX）」で受領する（LGWAN-ASPサービス）。<br>審査システム（eLTAX）の機能は以下のとおり。<br><br>1　審査業務機能<br>　①　審査業務機能<br>　　提出された各データを検索・照会・審査・印刷する。<br>　　・利用届出<br>　　・申告データ（給与支払報告書・公的年金等支払報告書　等）<br>　　・申請・届出データ（特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書）<br>2　運用管理機能<br>　①　申告データ等のダウンロード機能<br>　　審査システムから利用届出データ、申告データ、申請・届出データを出力する。<br>　②　特別徴収税額通知データ送信機能<br>　　eLTAXにより給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に対して、特別徴収税額通知データ（特別徴収に係る税額決定通知書をデータ化したもの）を、地方税ポータルセンタを通じて送信する。<br>　③　回付データの連携機能<br>　　公的年金からの特別徴収に係る情報を、地方税ポータルセンタを通じて年金保険者と情報交換する。<br>3　共通納税機能<br>　①　収納データ等のダウンロード機能<br>　　特別徴収分の収納管理情報をファイルで取得する。<br>　②　収納データ紐付機能<br>　　納付額情報をアップロードして、情報を突合する（※　大田区は当該機能を使用しない） |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）　　） |

| | |
|---|---|
| **システム4** | |
| ①システムの名称 | 国税連携システム（eLTAX） |
| ②システムの機能 | 国税庁のe-Taxに申告された確定申告書等データ及び国税当局に書面で申告された確定申告書等データは、地方税ポータルセンタ（eLTAX）、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、各市区町村に設置された「国税連携システム（eLTAX）」に送付される（LGWAN-ASPサービス）。<br>国税連携システム（eLTAX）の機能は以下のとおり。<br><br>1　国税連携データ管理機能<br>①確定申告書等データ、法定調書データ（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん等）を受領し、検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。<br><br>2　国税・地方税間照会データ管理<br>①国税と市区町村間で照会データの送受信を行う。<br><br>3　団体間回送機能<br>①市区町村間で確定申告書等データの送受信を行う。<br>②国税庁へ扶養是正等データの送信を行う。<br><br>4　住民登録外課税通知送受信機能<br>①市区町村間で住民登録外課税通知の送受信を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）　） |
| **システム5** | |
| ①システムの名称 | マイナポータル申請管理 |
| ②システムの機能 | 住民が電子申請を行った際に地方公共団体が申請データを取得する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 申請管理システム　） |
| **システム6** | |
| ①システムの名称 | 申請管理システム |
| ②システムの機能 | マイナポータル申請管理から申請データをダウンロードし管理する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ マイナポータル申請管理　） |
| **システム7** | |
| ①システムの名称 | 通知IFS |
| ②システムの機能 | 地方団体がアップロードした電子通知データを納税者の求めに応じて提供を行うインターフェースシステム。地方税共同機構がLGWANの閉域網内に構築・運用する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ eLTAX(通知ポータル)　） |

| システム8 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 地方税外部連携システム（eLTAX） |
| ②システムの機能 | 地方税外部連携システムは、地方税共同機構が提供し地方団体等が利用するWebシステムである。団体間で連携するデータをポータルセンタに一定期間保管し、地方団体が参照及びダウンロードすることができる。<br><br>1　団体間回送機能<br>①都道府県及び市区町村間で寄附金税額控除に係る申告特例通知書データの送受信を行う。<br>②市区町村間で二輪車等に係る課税物件異動通知データの送信を行う。<br><br>2　団体間照会機能<br>①市区町村間で滞納整理等に係る照会・回答データの送受信を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）　） |
| **3. 特定個人情報ファイル名** | |
| 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル | |
| **4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由** | |
| ①事務実施上の必要性 | 個人住民税及び軽自動車税の適正な賦課徴収業務を行うため、住民の所得情報、控除情報等を正確に把握する必要がある。 |
| ②実現が期待されるメリット | 個人特定の正確性が向上するとともに、作業の効率化を図ることができる。<br>課税の精度が高まり、公平・公正な課税を実現することができる。<br>申告、減免申請の際に、生活保護受給証明書や障害者手帳等の提示が不要となるなど、住民の負担が軽減する。 |
| **5. 個人番号の利用　※** | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条（利用範囲）第1項　及び別表の24の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条（地方税法関係）<br>・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条（個人番号の利用） |
| **6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※** | |
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |

| | |
|---|---|
| ②法令上の根拠 | ＜情報参照ができる根拠法令＞<br>・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号、第10号<br>・情報連携主務省令第2条表48の項及び第50条（地方税法関係）<br>＜情報提供ができる根拠法令＞<br>・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び情報連携主務省令第2条表において第3欄（情報提供者）が「市町村長」であり、第4欄（特定個人情報）に「地方税に関する情報」が含まれる項及び該当条文<br>1の項及び第3条（健康保険法関係）、2の項及び第4条（健康保険法関係）、<br>3の項及び第5条（健康保険法関係）、4の項及び第6条（恩給法関係）、<br>5の項及び第7条（船員保険法関係）、7の項及び第9条（船員保険法関係）、<br>11の項及び第13条（児童福祉法関係）、13の項及び第15条（児童福祉法関係）、<br>15の項及び第17条（児童福祉法関係）、20の項及び第22条（児童福祉法関係）、<br>28の項及び第30条（予防接種法関係）、37の項及び第39条（身体障害者福祉法関係）、<br>39の項及び第41条（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等関係）、<br>42の項及び第44条（生活保護法関係）、48の項及び第50条（地方税法関係）、<br>49の項及び第51条（地方税法関係）、53の項及び第55条（公営住宅法関係）、<br>55の2の項及び第57条の2（出入国管理及び難民認定法関係）、<br>57の項及び第59条（私立学校教職員共済法関係）、58の項及び第60条（厚生年金保険法関係）、<br>59の項及び第61条（特別支援学校への就学奨励に関する法律等関係）、<br>63の項及び第65条（学校保健安全法関係）、65の項及び第67条（国家公務員共済組合法関係）、<br>66の項及び第68条（国家公務員共済組合法関係）、69の項及び第71条（国民健康保険法関係）、<br>73の項及び第75条（国民年金法関係）、75の項及び第77条（知的障害者福祉法関係）、<br>76の項及び第78条（住宅地区改良法関係）、81の項及び第83条（児童扶養手当法関係）、<br>83の項及び第85条（地方公務員等共済組合法関係）、84の項及び第86条（地方公務員等共済組合法関係）、<br>86の項及び第88条（老人福祉法関係）、87の項及び第89条（老人福祉法関係）、<br>88の項及び第90条（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係）、<br>89の項及び第91条（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係）、<br>90の項及び第92条（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係）、<br>91の項及び第93条（特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係）、<br>92の項及び第94条（特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係）、<br>96の項及び第98条（母子保健法関係）、98の項及び第100条（労働施策総合推進法関係）、<br>106の項及び第108条（児童手当法関係）、108の項及び第110条（災害弔慰金の支給等に関する法関係）、<br>112の項及び第114条(雇用保険法関係)、115の項及び第117条（高齢者の医療の確保に関する法律等関係）、<br>124の項及び第126条（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等関係）、<br>125の項及び第127条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係）、<br>129の項及び第131条（厚生年金保険法関係）、130の項及び第132条（厚生年金保険法関係）、<br>132の項及び第134条（介護保険法関係）、<br>137の項及び第139条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等関係）、<br>138の項及び第140条（厚生年金保険法関係）、<br>140の項及び第142条（独立行政法人農業者年金基金法関係）、<br>141の項及び第143条（独立行政法人日本学生支援機構法関係）、<br>142の項及び第144条（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律等関係）、<br>144の項及び第146条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係）、<br>147の項及び第149条（国会議員互助年金法を廃止する法律等関係）、<br>151の項及び第153条（高等学校等就学支援金の支給に関する法律等関係）、<br>152の項及び第154条（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律等関係）、<br>155の項及び第157条（子ども・子育て支援法関係）、<br>156の項及び第158条（年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係）、<br>158の項及び第160条（難病の患者に対する医療等に関する法律等関係）、<br>160の項及び第162条（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律関係）、<br>161の項及び第163条（外国人生活困窮者に行う保護実施関係）、<br>163の項及び第165条（地域優良賃貸住宅管理関係）、<br>164の項及び第166条（ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業実施関係）、<br>165の項及び第167条（肝炎治療特別促進事業実施関係）、<br>166の項及び第168条（肝がん・重度肝硬変治療研究推進事業実施関係）、<br>167の項及び第169条（高等学校等学び直し支援金支給関係）、<br>168の項及び第170条（高等学校等学び直し支援金支給関係）、<br>169の項及び第171条（高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給関係）、<br>170の項及び第172条（高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給関係）、<br>171の項及び第173条（高等学校等専攻科修学支援金の支給関係）、<br>172の項及び第174条（高等学校等専攻科修学支援金の支給関係）、<br>172の2の項及び第174条の2（高校生等・新修学支援金の支給関係）、<br>172の3の項及び第174条の3（高校生等・新修学支援金の支給関係）、<br>173の項及び第175条（特定疾患治療研究事業実施関係） |

| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 区民部　課税課　／　区民部　納税課 |
| ②所属長の役職名 | 課税課長　／　納税課長 |

| 8. 他の評価実施機関 |
|---|
| - |

## （別添1）事務の内容

### ≪個人住民税≫

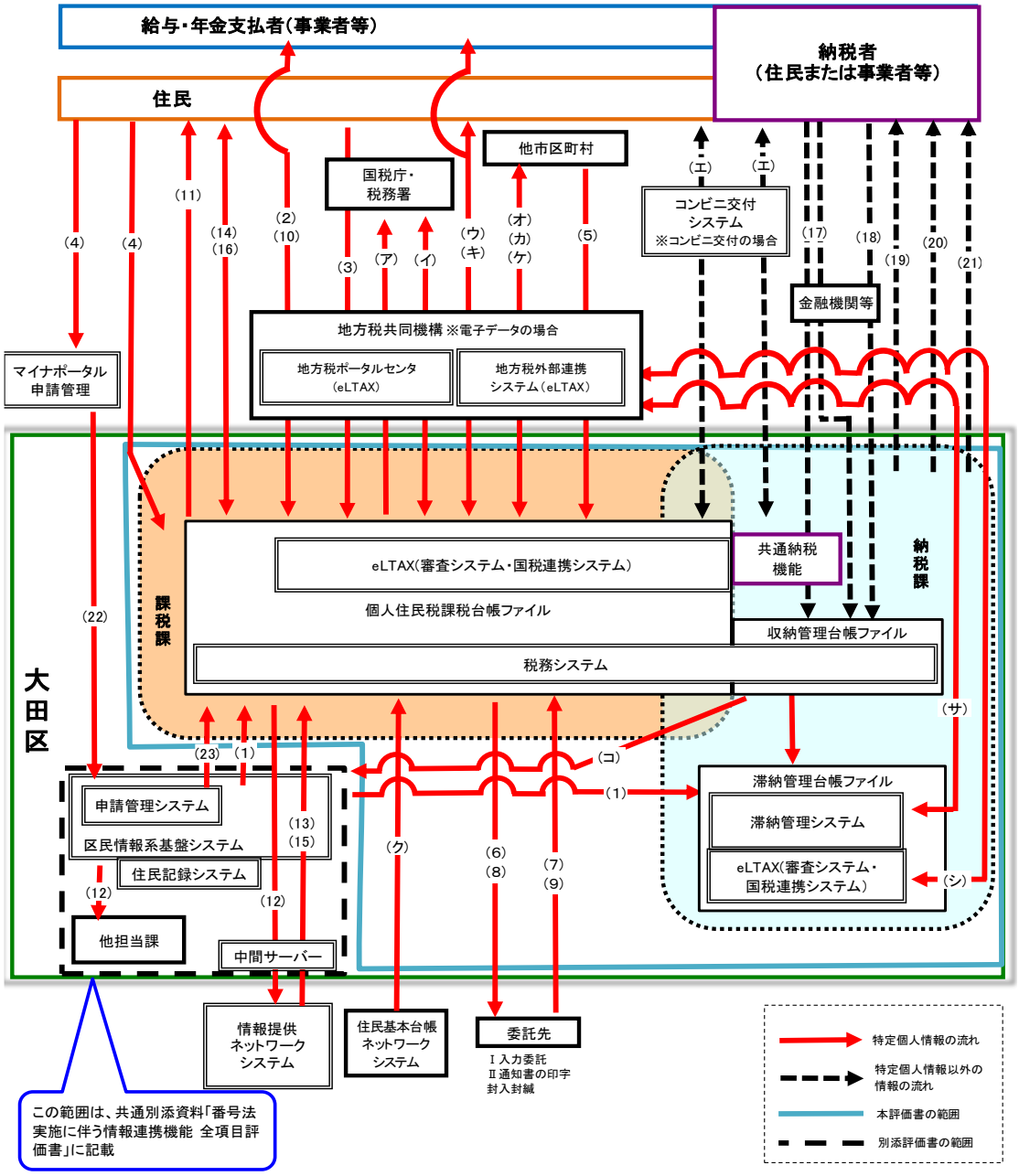


（備考）

別紙1「事務の概要（個人住民税）」参照

※コンビニ交付では税証明（個人番号は記載しない）の交付のみであり、全て特定個人情報を含まない事務となっている。
※共通納税機能で取得するデータは特別徴収義務者のものであり特定個人情報は含まない。
※税務システムの軽自動車税課税台帳ファイルは個人住民税の事務では使用しないため、上記の図では省略している。

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 1. 個人住民税課税台帳ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | 賦課期日（1月1日）時点で大田区に住所を有する個人、又は大田区に住所はないが事務所・事業所を有する個人で、所得にかかる各種申告書等（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等）の提出があった者及びその被扶養者。 |
| | その必要性 | 個人住民税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。 |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[ ○ ] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[ ○ ] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[ ○ ] 障害者福祉関係情報<br>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報　[ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[ ○ ] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　（　　） |
| | その妥当性 | ○識別情報：課税対象者を正確に特定するために保有する。<br>○連絡先等情報：課税対象者を正確に特定し、賦課期日時点での世帯情報及び納税通知書等の送付先を把握するために保有する。<br>○業務関係情報<br>・国税関係情報：確定申告書の情報を個人住民税の賦課決定及び更正に使用するために保有する。<br>・地方税関係情報：個人住民税の賦課決定及び更正をするために記録し、課税の基となる情報を管理・保有する。<br>・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：所得控除額の正当性を確認するために保有する。<br>・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護非課税の判定を行うために保有する。<br>・年金関係情報：年金特別徴収の事務を行うために保有する。 |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域未来創造部特別出張所 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署　（ 戸籍住民課、生活福祉課、国保年金課、介護保険課 ）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等　（ 国税庁、日本年金機構 ）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 都道府県、市区町村 ）<br>[ ○ ] 民間事業者　（ 給与支払者、年金支払者 ）<br>[　 ] その他　（ ） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙　[ ○ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　 ] フラッシュメモリ<br>[　 ] 電子メール　[　 ] 専用線　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他　（ LGWAN ） |
| ③入手の時期・頻度 | | (1) 定期的に入手<br>【本人又は本人の代理人からの入手】<br>・個人住民税の申告書　：　毎年2月から3月の申告期間に複数回<br>【給与支払者及び公的年金等支払者からの入手】<br>・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書　：　毎年1月の申告期間に複数回<br>・年金特別徴収対象者情報　：　年1回<br>【国税庁、他自治体を経由する本人又は本人の代理人からの入手】<br>・所得税の確定申告書　：　毎年2月から3月の申告期間に複数回<br>【区民部戸籍住民課からの入手】<br>・住民異動情報　：　異動の都度（毎日）（賦課期日時点での住民情報は年1回）<br>【福祉部生活福祉課からの入手】<br>・生活保護受給者情報　：　年1回<br>【区民部国保年金課、福祉部介護保険課からの入手】<br>・保険料収納情報　：　年1回<br>【地方公共団体からの入手】<br>・寄附金税額控除に係る申告特例通知書　：　毎年1月の通知期間に複数回<br><br>(2) 個別的に入手<br>・賦課決定後に修正が発生する都度<br>・居住の実態、扶養親族情報を入手し、登録が必要と判断される都度<br>・各種申請を受け付ける都度<br>・所得控除の適用等の確認が必要となる都度<br>・みなし課税通知（地方税法第294条第3項）受領の都度 |
| ④入手に係る妥当性 | | ・課税資料については、地方税法第20条の11、第294条、第317条の2～第317条の3の3、第325条、附則第7条及び大田区特別区税条例第23条～第24条の3、附則第5条に、入手の方法・時期・頻度を規定している。<br>・住民異動情報については、正確な賦課を行うために、異動等が生じた場合、異動情報を即時に反映する必要がある。<br>・生活保護受給者情報については、生活保護非課税の判定を正確に行うために毎年1回入手する必要がある。<br>・保険料収納情報については、所得控除額の正当性を確認するために毎年1回入手する必要がある。<br>・障害者福祉関係情報については、所得控除の適用等を確認するため、情報提供ネットワークにより随時情報照会する必要がある。 |
| ⑤本人への明示 | | 地方税法第20条の11、第294条、第317条の2～第317条の3の3、第325条、附則第7条、大田区特別区税条例第23条～第24条の3、附則第5条、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）第61条～第64条に使用目的を明示している。 |
| ⑥使用目的 ※ | | 個人住民税の課税対象者の管理を適正に行うため。<br>申告書等に記載された納税義務者及び扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せ及び扶養者の確認を効率的に行い、課税額の算出を行うため。 |
| | 変更の妥当性 | ― |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課　地域未来創造部特別出張所、企画経営部情報政策課 |
| | 使用者数 | [　500人以上1,000人未満　] <選択肢><br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑧使用方法　※ | | (1)課税対象者（納税義務者）の管理<br>以下の課税対象者（非課税者を含む）情報の登録(更新）を行う。<br>・１月１日現在、住民登録されている者<br>・１月１日現在、大田区に住所はないが、事務所・事業所がある者<br>・大田区に住所はないが、居住実態のある者<br>・生活保護受給者<br><br>(2)申告情報の登録<br>・課税資料を基に納税義務者の特定を行い、課税資料の内容を登録する。<br><br>(3)当初課税<br>・課税資料の合算を行い、課税台帳を作成する。<br>・生活保護受給者等の非課税判定を行う。<br>・普通徴収対象者の場合は、納税義務者の最新住所地へ、特別徴収対象者の場合は特別徴収義務者（事業者・年金保険者）へ税額を通知する。<br><br>(4)更正<br>・申告書の訂正、修正申告、減免申請等により、税額の更正を行う。<br>・普通徴収対象者の場合は、納税義務者の最新住所地へ、特別徴収対象者の場合は特別徴収義務者（事業者・年金保険者）へ税額を通知する。 |
| | 情報の突合　※ | ・住民異動により変更された特定個人情報については、内部番号及び宛名情報で突合・更新する。<br>・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他の行政機関等から入手する申告書等の内容と、税務システムで登録されている宛名情報を突合し、氏名・住所を確認する。 |
| | 情報の統計分析　※ | 年度ごとに以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。<br>・１人あたりの住民税負担額、１世帯あたりの住民税負担額<br>・課税標準額段階別・所得区分別の納税義務者数、総所得額<br>・非課税者数、減免対象者数 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定　※ | ・申告書等の内容に基づき、個人住民税額を決定・更正する。<br>・生活保護の扶助等の理由による減免審査を行う。 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 6 ） 件 |
| **委託事項1** | | 税務システム保守業務委託 |
| ①委託内容 | | ・税務システムの運用、保守業務<br>・税制改正に伴う税務システムの改修作業 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| | その妥当性 | 税務システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託対象にする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[ ○ ]その他 （庁舎内で作業するため、特定個人情報ファイルを外部に提供することはない。） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | SEサポート作業の一部 |
| **委託事項2** | | 個人住民税納税通知書等の作成・発送に係る業務 |
| ①委託内容 | | 個人住民税の各種帳票の印字プログラムの作成、印刷、封入封緘、発送業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| | その妥当性 | 毎月大量に納税通知書等を作成し発送するため、庁内だけで対応することは困難であり、専門業者への委託が必要である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |

| | | |
|---|---|---|
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　　]専用線　　[　　]電子メール　[　　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[　　]フラッシュメモリ　[　　]紙<br>[ ○ ]その他　( LGWAN　　) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例(昭和60年11月18日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | TOPPAN株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無　※ | [　　再委託する　　]　<選択肢><br>1) 再委託する　2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | 帳票の印刷・封入封緘・発送業務 |
| **委託事項3** | | 当初課税資料コード化・データ作成業務委託 |
| ①委託内容 | | 課税資料の内容を税務システムへ取り込めるようにデータ化する業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]　<選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　<選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲　※ | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| | その妥当性 | 紙で提出された申告書等の情報を税務システムに登録する必要があるが、大量にあるため、職員が手入力することは困難である。そのため、紙の申告書等を電子データ化し取り込む必要があり、短時間で処理するために専門業者への委託が必要である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　　10人以上50人未満　　]　<選択肢><br>1) 10人未満　2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　　]専用線　　[　　]電子メール　[ ○ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[　　]フラッシュメモリ　[ ○ ]紙<br>[　　]その他　(　　) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例(昭和60年11月18日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社イマージュ |
| 再委託 | ⑦再委託の有無　※ | [　　再委託しない　　]　<選択肢><br>1) 再委託する　2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項4** | | 当初課税関連業務の派遣 |
| ①委託内容 | | 課税資料の入力補助業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲　※ | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| | その妥当性 | 当初課税時期（毎年1月から3月）に、業務の効率化を図るために課税資料の入力補助業務を委託している。当該業務で課税資料の内容を確認するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　10人以上50人未満　]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　]フラッシュメモリ　[ ○ ]紙<br>[　]その他　（　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社キャリアリンク |
| 再委託 | ⑦再委託の有無　※ | [　再委託しない　]　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項5** | | 税務システムの運用作業委託 |
| ①委託内容 | | 税務システムの運用で発生するオペレーション作業の委託 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲　※ | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| | その妥当性 | 税務システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材（プログラム等）配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ（特定個人情報ファイル）に関わる作業が含まれる。このため、特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　10人以上50人未満　]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　]フラッシュメモリ　[　]紙<br>[ ○ ]その他　（特定個人情報ファイルが格納されているサーバ等に対する作業のため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は発生しない。） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑥委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材（プログラム等）配置等のオペレーション作業 |
| **委託事項6** | | 地方税ポータルシステム（eLTAX)対応ASPサービス提供業務 |
| ①委託内容 | | 地方税ポータルシステム（eLTAX)対応ASPサービスの保守作業等 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| | その妥当性 | 大田区のeLTAXは、システムベンダが提供するクラウドサービスを利用し運用している。eLTAXの安定稼働のために、サービスを構築したシステムベンダによる運用保守が必要となる。同ベンダによる運用保守業務を実施するにあたり、特定個人情報ファイルの全体を委託する必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　　10人以上50人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [ ○ ]その他　（ LGWAN　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | 操作方法及び運用状況等の問合せ対応業務 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [ ○ ] 提供を行っている （ 77 ）件 [ ○ ] 移転を行っている （ 10 ）件<br>[ ] 行っていない |
| **提供先1** | 国税庁長官 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第10号及び第15号 |
| ②提供先における用途 | 所得税の更正決定 |
| ③提供する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ LGWAN ） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先2** | 市区町村 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第10号 |
| ②提供先における用途 | 個人住民税の賦課に関する事務 |
| ③提供する情報 | 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書、みなし課税通知等の課税資料 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 大田区以外の市区町村に課税権がある対象者及び大田区に住民登録はないが居住実態のある者 |
| ⑥提供方法 | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ LGWAN ） |
| ⑦時期・頻度 | ・他市区町村に課税権があることが判明した都度<br>・住民登録地が判明した都度 |
| **提供先3** | 市区町村 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第9号 |
| ②提供先における用途 | 番号法第19条第8号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める事務 |
| ③提供する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |

| | |
|---|---|
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先4** | 日本年金機構 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第１号 |
| ②提供先における用途 | 年金からの個人住民税の特別徴収に関する事務 |
| ③提供する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　 10万人以上100万人未満　 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 年金からの特別徴収対象者 |
| ⑥提供方法 | [　 ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[ ○ ] その他　（ LGWAN　　） |
| ⑦時期・頻度 | 特別徴収税額の決定及び変更がある都度 |
| **提供先5** | 給与特別徴収義務者 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第１号 |
| ②提供先における用途 | 給与からの個人住民税の特別徴収に関する事務 |
| ③提供する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　 10万人以上100万人未満　 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 給与からの特別徴収対象者 |
| ⑥提供方法 | [　 ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[ ○ ] 紙<br>[ ○ ] その他　（ LGWAN　　） |
| ⑦時期・頻度 | 特別徴収税額の決定及び変更がある都度 |
| **提供先6** | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第８号、情報連携主務省令第２条表の１の項及び第３条 |
| ②提供先における用途 | 健康保険法第５条第２項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |

| | |
|---|---|
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先7** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の2の項及び第4条 |
| ②提供先における用途 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先8** | 健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の3の項及び第5条 |
| ②提供先における用途 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先9** | 総務大臣又は都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の4の項及び第6条 |
| ②提供先における用途 | 恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先10** | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の5の項及び第7条 |
| ②提供先における用途 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先11** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の7の項及び第9条 |
| ②提供先における用途 | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |

| | |
|---|---|
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先12** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の11の項及び第13条 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先13** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の13の項及び第15条 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先14** | 市区町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の15の項及び第17条 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |

| | |
|---|---|
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先15** | 都道府県知事又は市区町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の20の項及び第22条 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先16** | 市区町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の28の項及び第30条 |
| ②提供先における用途 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先17** | 市区町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の37の項及び第39条 |
| ②提供先における用途 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先18** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の39の項及び第41条 |
| ②提供先における用途 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先19** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の42の項及び第44条 |
| ②提供先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |

| | |
|---|---|
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **提供先20** | 市区町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の48の項及び第50条 |
| ②提供先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **移転先1** | 防災関係主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例で規定予定 |
| ②移転先における用途 | 家具転倒防止器具支給取付事業に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 必要な都度 |
| **移転先2** | 国保・年金主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |

| | |
|---|---|
| ②移転先における用途 | ・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>（第69項）国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務<br>（第73項）国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その 他徴収金の徴収に関する事務<br>（第115項）高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務<br>（第142項）特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務<br>（第156項）年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 必要な都度 |
| **移転先3** | 高齢者福祉主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |
| ②移転先における用途 | ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表に掲げる次の事務<br>（第8項）高齢者又は重度身体障害者に対する緊急通報システム機器の貸与に関する事務<br>（第21項）大田区立シルバーピア条例による大田区立シルバーピアの管理に関する事務<br>・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>（第86項） 老人福祉法による福祉の措置に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 必要な都度 |
| **移転先4** | 障害者福祉主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |

| | |
|---|---|
| ②移転先における用途 | ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表に掲げる次の事務<br>（第5項）大田区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務<br>（第6項）中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務<br>（第7項）障害者に対する訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護に係る利用者負担額の助成に関する事務<br>（第8項）高齢者又は重度身体障害者に対する緊急通報システム機器の貸与に関する事務<br>（第9項）重度身体障害者に対するガイドヘルパーの派遣に関する事務<br>（第10項）心身障害者又は心身障害児が属する世帯に対する電話の貸与に関する事務<br>（第11項）重度身体障害者、重度身体障害児等に対する住宅の改造費の助成に関する事務<br>（第12項）心身障害者に対する出張理髪券の支給に関する事務<br>（第13項）東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務<br>（第14項）東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務<br>（第15項）通所施設において障害福祉サービスを受ける者に対する当該サービスに係る利用者負担額の補助に関する事務<br>（第25項）番号法別表の21の項に規定する身体障害者福祉法による事務<br>（第30項）番号法別表の51の項に規定する知的障害者福祉法による事務<br>（第34項）番号法別表の117の項に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事務<br>・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>（第15項）児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務<br>（第20項）児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務<br>（第92項）特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務<br>（第144項）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 必要な都度 |
| **移転先5** | 介護保険主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |
| ②移転先における用途 | ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表に掲げる次の事務<br>（第2項）大田区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例による保険給付に係るサービス費の額に相当する資金の貸付けに関する事務<br>（第3項）生計を営むことが困難である者に対する介護保険法に規定するサービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務<br>（第4項）低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務<br>・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>（第132項）介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |

| | |
|---|---|
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 必要な都度 |
| **移転先6** | 生活保護・社会福祉主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |
| ②移転先における用途 | ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表に掲げる次の事務<br>（第16項）生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務<br>（第17項）ひとり親家庭に対するホームヘルパーの派遣に関する事務<br>・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>（第20項）児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務<br>（第42項）生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務<br>（第90項）母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務<br>（第125項）中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 必要な都度 |
| **移転先7** | 保健・衛生主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |
| ②移転先における用途 | ・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>（第20項）児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務<br>（第137項）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務<br>（第144項）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |

| | |
|---|---|
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 必要な都度 |
| **移転先8** | 子育て支援・児童福祉主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |
| ②移転先における用途 | ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表に掲げる次の事務<br>（第18項）大田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務<br>（第19項）大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務<br>・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>（第20項）児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務<br>（第81項）児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務<br>（第91項）特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務<br>（第106項）児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務<br>（第155項）子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 必要な都度 |
| **移転先9** | 区営住宅等主管部門 |
| ①法令上の根拠 | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |
| ②移転先における用途 | ・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>（第53項）公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 |
| ③移転する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |

| | | |
|---|---|---|
| ⑦時期・頻度 | | 必要な都度 |
| **移転先10** | | 特定公的給付支給主管部門 |
| ①法令上の根拠 | | 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項、第2項及び第3項 |
| ②移転先における用途 | | ・情報連携主務省令第2条表の第2欄に掲げる次の事務<br>(第160項)特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 |
| ③移転する情報 | | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | 個人住民税課税対象者及びその被扶養者 |
| ⑥移転方法 | | [ ○ ] 庁内連携システム　　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙<br>[ ] その他 (　　) |
| ⑦時期・頻度 | | 必要な都度 |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|---|---|---|
| ①保管場所 ※ | | 【大田区における措置】<br>①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、又はISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。<br>③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、適切に管理された鍵で施錠管理されたラックに入れて保管する。<br>④申告書等の個人情報が記載された資料(紙及び電子媒体)については適切に管理された鍵で施錠された書庫に保管している。<br><br>【認定委託先事業者における措置】<br>審査システム(eLTAX)の審査サーバ及び国税連携システム(eLTAX)の国税連携データ受信サーバは、安全なデータセンターに収容されている。(サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証を行っている。)また、物理的には、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置されており、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定している。 |
| ②保管期間 | 期間 | [ 20年以上 ]<br>＜選択肢＞<br>1) 1年未満　2) 1年　3) 2年<br>4) 3年　5) 4年　6) 5年<br>7) 6年以上10年未満　8) 10年以上20年未満　9) 20年以上<br>10) 定められていない |
| | その妥当性 | 課税資料等は地方税法上の個人住民税の更正期限である法定納期限の翌日から7年間保管する。<br>サーバ別のデータ保管期間は以下のとおり。なお、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため一部法定納期限を超えた保管期間としている。<br>・大田区が管理するシステムのサーバ:20年以上※<br>・審査システム(eLTAX)の審査サーバ:10年※<br>・国税連携システム(eLTAX)の国税連携データ受信サーバ:7年未満 |
| ③消去方法 | | ・保存年限を過ぎた個人情報が記載された申請書等(紙及び電子媒体)は、溶解により処分する。<br>・大田区が管理するシステム上の保存年限を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。<br>・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する課税課職員が手作業でデータを消去する。<br>・情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 |

## 7. 備考

-

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 2. 軽自動車税管理台帳ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | 賦課期日（4月1日）時点において、大田内に軽自動車（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の定置場を有する者及び過去に大田内に軽自動車の定置場を有していた者。 |
| | その必要性 | 軽自動車税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。 |
| ④記録される項目 | | [　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等）<br>[　] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[ ○ ] 障害者福祉関係情報<br>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[ ○ ] 災害関係情報<br>[　] その他　（　） |
| | その妥当性 | 個人番号：申告情報の個人番号を正確に特定するために保有（参照）する<br>その他識別情報（内部番号）：大田区において、個人を一意に識別するために独自の識別番号（以降、「宛名番号とする。）を保有する。<br>基本5情報：通知書等の送付先情報として保有する<br>地方税関係情報：課税対象者の課税状況を管理するための区分及び課税の基となる所得・控除情報・課税情報を保有する<br>生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報、災害関係情報：減免に係る判定を行うために保有（参照）する。 |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域未来創造部各特別出張所 |
| **3. 特定個人情報の入手・使用** | | |
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署　（ 地域未来創造部各特別出張所 ）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等　（ 運輸支局 ）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 市区町村 ）<br>[ ○ ] 民間事業者　（ 軽自動車検査協会、全国自動車協会連合会 ）<br>[　] その他　（　） |

| | | |
|---|---|---|
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)　[ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール　[ ] 専用線　[ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他　( LGWAN ) |
| ③入手の時期・頻度 | | ○定期的に入手する事務<br>・軽自動車(三輪・四輪)・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて収受した軽自動車税申告書(報告書)を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、同会を経由して収受する。また、郵送の収受と併せて、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告情報を軽自動車検査協会から、二輪の軽自動車および二輪小型自動車の新規登録に係る申告情報を運輸支局からLGWANを経由して入手する。税務システムへのデータ移動は区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出す必要はない。入手の頻度は、郵送の場合は毎月2回程度、LGWAN経由の場合は2日に1回程度。<br>・納税義務者からの電子通知希望申請をLGWAN経由で受領する。入手の頻度は、随時。<br>○個別的に入手する事務<br>・原動機付自転車・小型特殊自動車については、課税課及び特別出張所(廃車受付のみ)の窓口にて軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書を収受する。入手の頻度は、随時。<br>※　上記の申告書は、以下の異動事由が発生した際に納税義務者及び代理人が提出することにより、情報を入手する。入手の頻度は、随時。<br>・新規登録(購入・譲渡・転入など)、廃車(廃棄・譲渡・転出・盗難・紛失など)、変更(名義・住所・氏名・定置場・車両番号など) |
| ④入手に係る妥当性 | | 地方税法第20条の11、第452条、第747条の5の2及び大田区特別区税条例第43条に基づき、軽自動車税に係る異動通知を上記の入手方法・時期・頻度で入手する。 |
| ⑤本人への明示 | | 地方税法第452条、番号法第9条、個人情報保護法第61条～第64条に使用目的を明示している。 |
| ⑥使用目的 ※ | | 大田内に定置場を有する軽自動車の適正な管理を行うため。<br>課税の根拠となる車両情報を基に納税義務者の特定を行い、課税額の算出を行うため。 |
| | 変更の妥当性 | ― |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課　地域未来創造部特別出張所、企画経営部情報政策課 |
| | 使用者数 | [　500人以上1,000人未満　]　<選択肢><br>1) 10人未満　2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | | Ⅰ. 軽自動車等の車両情報の管理<br>以下の軽自動車情報の登録(更新)を行う<br>・4月1日現在、大田区内に定置場が所在する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の車両情報及び所有している者、使用している者等を管理する。<br>Ⅱ. 当初課税<br>車両情報を基に納税義務者の特定を行い課税額の算出を行う。また、納税義務者に対して納税通知書を送付する。<br>Ⅲ. 更正<br>申告書の訂正、修正申告、減免申請等により、税額の更正を行う。また、納税義務者に対して税額更正通知書を通知する。 |
| | 情報の突合 ※ | 課税対象者の確認のため、本人などから入手した申告書に記載されている情報と宛名情報を突合し、賦課決定などを行う。 |
| | 情報の統計分析 ※ | 登録台数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | ・申告内容の正当性を確認し、軽自動車税額を決定する。<br>・生活保護の扶助や身体障害者等の理由による減免審査を行う。 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | |
| 委託の有無 ※ | | [　委託する　]　<選択肢><br>1) 委託する　2) 委託しない<br>(　3　) 件 |
| **委託事項1** | | 税務システム保守業務委託 |
| ①委託内容 | | ・税務システムの運用、保守業務<br>・税制改正に伴う税務システムの改修作業 |

| | | |
|---|---|---|
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 賦課期日（4月1日）時点において、大田区に軽自動車（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の定置場を有する者及び過去に本区内に軽自動車の定置場を有していた者。 |
| | その妥当性 | 税務システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託対象にする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ○ ]その他　（庁舎内で作業するため、特定個人情報ファイルを外部に提供することはない。） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | SEサポート作業の一部 |
| **委託事項2** | | 軽自動車税納税通知書など印字プログラム・用紙作成及び封入緘委託 |
| ①委託内容 | | 軽自動車税の各種帳票作成、封入封緘、発送業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 1万人以上10万人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 賦課期日（4月1日）時点において、大田区に軽自動車（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の定置場を有する者及び過去に大田区に軽自動車の定置場を有していた者。 |
| | その妥当性 | 大量に納税通知書等を作成し発送するため、庁内だけで対応することは困難であり、専門業者への委託が必要である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ○ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ○ ]その他　（ LGWAN ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | TOPPAN株式会社 |

| | | |
|---|---|---|
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | 帳票の印刷、封入封緘、発送業務 |
| **委託事項3** | | 税務システムの運用作業委託 |
| ①委託内容 | | 税務システムの運用で発生するオペレーション作業の委託 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 軽自動車税の課税対象者 |
| | その妥当性 | 税務システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材（プログラム等）配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ（特定個人情報ファイル）に関わる作業が含まれる。このため、特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　　10人以上50人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [ ○ ]その他　（特定個人情報ファイルが格納されているサーバ等に対する作業のため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は発生しない。） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材（プログラム等）配置等のオペレーション作業 |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）** | | |
| 提供・移転の有無 | | [ ○ ]提供を行っている　（　2　）件　[　]移転を行っている　（　　）件 [　]行っていない |
| **提供先1** | | 市区町村 |
| ①法令上の根拠 | | 地方税法第452条 |
| ②提供先における用途 | | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 |
| ③提供する情報 | | 廃車や名義変更などに伴う、軽自動車税の所有者情報（住所・氏名・標識番号・車体番号など） |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | | [　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 賦課期日（4月1日）時点において、大田区内に軽自動車（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の定置場を有する者及び過去に大田区内に軽自動車の定置場を有していた者。 |

| | |
|---|---|
| ⑥提供方法 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　　[ ○ ] 紙<br>[ ○ ] その他　（ LGWAN　　） |
| ⑦時期・頻度 | 発生の都度 |
| **提供先2** | 警察・公安委員会 |
| ①法令上の根拠 | 刑事訴訟法第197条第2項、道路交通法第51条の5第2項 |
| ②提供先における用途 | 警察や公安委員会の捜査のため、道路交通法などに違反した軽自動車税の納税義務者の登録状況を確認する。 |
| ③提供する情報 | 軽自動車税の所有者情報（住所・氏名・標識番号・車体番号など） |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　　1万人以上10万人未満　　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 賦課期日（4月1日）時点において、大田区内に軽自動車（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の定置場を有する者及び過去に本区内に軽自動車の定置場を有していた者。 |
| ⑥提供方法 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　　[ ○ ] 紙<br>[　　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 書面による照会の都度 |
| **移転先1** | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②移転先における用途 | |
| ③移転する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥移転方法 | [　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙<br>[　　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| ①保管場所 ※ | | 【大田区における措置】<br>①サーバ等はクラウド（以降、ガバメントクラウドを含む）事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、又はISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。<br>③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、適切に管理された鍵で施錠管理されたラックに入れて保管する。<br>④申告書等の個人情報が記載された資料（紙及び電子媒体）については適切に管理された鍵で施錠された書庫に保管している。 |
| ②保管期間 | 期間 | ［　　20年以上　　］<br>＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | 地方税法上の軽自動車税の賦課決定は、法定納期限の翌日から計算して3年を経過する前日までであるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。（地方税法第17条の5）<br><br>・大田区が管理するシステムのサーバ：20年以上<br>地方税法上の軽自動車税の賦課決定は法定納期限の翌日から3年を経過する前日までであるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。 |
| ③消去方法 | | ・紙によるデータは、廃車後5年を経過した車両情報が記載された帳票類を溶解により処分する。（大田区文書管理規程第44条）<br>・電子データは、廃車後5年を経過した車両情報について登録データを手動で削除する。（大田区文書管理規程第45条） |
| 7. 備考 | | |
| － | | |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 3. 収納管理台帳ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | 賦課期日（1月1日）時点で大田区に住所を有する個人、又は大田に住所はないが事務所・事業所を有する個人で、所得にかかる各種申告書等（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等）の提出があった者及びその被扶養者。 |
| | その必要性 | 個人住民税、軽自動車税の納税義務者を正確に特定し、公平、公正な収納管理を行うにあたり特定個人情報が必要である。 |
| ④記録される項目 | | [　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[　] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[ ○ ] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[ ○ ] 雇用・労働関係情報　[ ○ ] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[ ○ ] 災害関係情報<br>[ ○ ] その他　（　振替・振込口座情報　） |
| | その妥当性 | ○個人番号、その他の識別情報：納税義務者を正確に特定させるために保有する。<br>○5情報：対象となる本人への督促・催告、還付・充当等通知に利用するため保有する。<br>○地方税関係情報：個人住民税の賦課情報を管理・保有する。<br>○年金関係情報：年金特別徴収の賦課情報を管理・保有する。<br>○振替・振込口座情報：納税義務者から適切に収納するために保有する。 |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域未来創造部特別出張所 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署　（　　）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等　（　　）<br>[　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　）<br>[ ○ ] 民間事業者　（ 給与支払者、年金支払者　　）<br>[　　] その他　（　　） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙　[ ○ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ<br>[　　] 電子メール　[ ○ ] 専用線　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[　　] その他　（　　） |
| ③入手の時期・頻度 | | (1)定期的に入手<br>【税務システムからの連携により入手】<br>・収納情報：収納連絡時　毎日<br>(2)個別的に入手<br>・振替口座情報：口座振替申込時　都度<br>・振込口座情報：還付金発生時　都度<br>・法務省照会の都度 |
| ④入手に係る妥当性 | | 課税対象者の収納記録の消込み、還付・充当等の決定を迅速かつ正確に行うために、必要な情報の変更が生じた場合、当該変更を即時に反映する必要があるため。<br>督促・一斉催告等の発付に際し、適切な送付先に送達するために必要な情報の変更が生じた場合、当該変更を即時に反映する必要があるため。<br>法務省への徴収金の納付し、又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する情報の提供のため。 |
| ⑤本人への明示 | | 地方税法第9条(相続による納税義務の継承)、第10条（連帯納税義務）、第17条（過誤納金の還付）、第17条の2（過誤納金の充当）、第17条の2の2（還付金等の充当等の特例）、第20条（書類の送達）、第294条（市町村民税の納税義務者等）、第300条(市町村民税の納税管理人)、第329条(市町村民税に係る督促)、第335条（個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等）、第458条（軽自動車税に係る督促）に利用目的を明示している。<br>大田区特別区税条例第34条の6(督促(区民税))、第41条(督促（軽自動車税))に利用目的を明示している。 |
| ⑥使用目的 ※ | | (1)課税対象者の収納状況を適切に管理するため。<br>(2)過誤納金等が発生した場合、速やかに還付・充当等の決定を行い課税対象者に通知するため。<br>(3)収納状況を基に、督促、一斉催告を行うため。<br>(4)口座振替を適切に行うため。<br>(5)法務省への徴収金に関する情報提供を行うため。 |
| | 変更の妥当性 | ― |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域未来創造部特別出張所、企画経営部情報政策課 |
| | 使用者数 | [　500人以上1,000人未満　]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑧使用方法　※ | | (1)収納管理関係事務<br>・入手した収納情報(納付済通知書)を突合し消込処理を行う。<br>・還付・充当等の処理対象者の対象者の特定を行う。<br>・督促・一斉催告の通知を正しく迅速に発付する。<br>・口座振替対象者の特定を行う。<br>(2)納付状況確認事務<br>(3)納付書再発行事務<br>(4)納税証明書発行事務 |
| | 情報の突合　※ | 入手した情報を登録する際、次に示した情報をキーとしてシステムに登録されている情報と突合し、処理を行う。<br>・宛名番号を利用する。<br>・宛名番号による突合ができない場合は、個人番号を利用する。<br>・宛名番号、個人番号による突合ができない場合は、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所の5情報を利用する。<br>※宛名番号とは、大田区が行政サービスの対象に付番する重複しない内部システム専用の独自識別番号である。 |
| | 情報の統計分析　※ | 年度ごとに以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。<br>・収納金額の算定<br>・収納率等の算定 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定　※ | ・過誤納金等の還付・充当等の決定<br>・督促状の発付 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない<br>（ 4 ） 件 |
| **委託事項1** | | 税務システム運用保守業務委託 |
| ①委託内容 | | ・税務システムの運用、保守業務<br>・税制改正に伴う税務システムの改修作業 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 課税対象者とその被扶養者 |
| | その妥当性 | 税務システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託対象にする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[ ○ ]その他 （ 庁舎内で作業するため、特定個人情報ファイルを外部に提供することはない。 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | SEサポート作業の一部 |
| **委託事項2** | | データ入力委託 |
| ①委託内容 | | 特別徴収に係る異動届、年金特徴等のシステム確認・入力作業等の業務委託 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 課税対象者とその被扶養者 |
| | その妥当性 | 業務の効率化・正確性の向上を図るためにデータ入力作業を委託している。当該委託業務において、特定個人情報ファイルの一部である届出書・申請書の記載情報等の利用が必要不可欠である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |

| | | |
|---|---|---|
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　　]専用線　　[　　]電子メール　[　　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[　　]フラッシュメモリ　[　　]紙<br>[ ○ ]その他　(本庁舎納税課執務室内の端末を使用して入力作業を行うが、申請書類を含め特定個人情報を外部へ持ち出すことができないよう管理を徹底している。) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例(昭和60年11月18日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社イマージュ |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　　再委託しない　　]　＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項3** | | 収納管理システム(税務システム)運用作業委託 |
| ①委託内容 | | 税務システムの運用で発生するオペレーション作業の委託 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]　＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 課税対象者とその被扶養者 |
| | その妥当性 | 税務システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材(プログラム等)配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため、特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　　]専用線　　[　　]電子メール　[　　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[　　]フラッシュメモリ　[　　]紙<br>[ ○ ]その他　(特定個人情報ファイルが格納されているサーバ等に対する作業のため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は発生しない。) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例(昭和60年11月18日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　　再委託する　　]　＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。 |
| | ⑨再委託事項 | システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材(プログラム等)配置等のオペレーション作業 |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項4** | | 過誤納金等の還付・充当等事務業務委託 |
| ①委託内容 | | 個人住民税等において発生した過誤納金等について、還付・充当等の業務の一部を委託する。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 課税対象者 |
| | その妥当性 | 業務の効率化・正確性の向上を図るために過誤納金等の還付・充当等作業を委託している。当該委託業務において、特定個人情報ファイルの一部である届出書・申請書の記載情報等の利用が必要不可欠である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ○ ]その他　（本庁舎納税課執務室内の端末を使用して入力作業を行うが、申請書類を含め特定個人情報を外部へ持ち出すことができないよう管理を徹底している。） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社アイネスリレーションズ |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [ ○ ] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件<br>[ ] 行っていない |
| **提供先1** | 法務大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第８号、情報連携主務省令第２条表の55の２の項及び第57条の２ |
| ②提供先における用途 | 出入国管理及び難民認定法による在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 |
| **移転先1** | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②移転先における用途 | |
| ③移転する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| ①保管場所 ※ | | ①サーバ等はクラウド（以降、ガバメントクラウドを含む）事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、又はISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。<br>③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、適切に管理された鍵で施錠管理されたラックに入れて保管する。<br>④口座振替依頼書等の申請書、届書類は、適切に管理された鍵で施錠された書庫に保管している。 |
| ②保管期間 | 期間 | [ 20年以上 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1年未満 2）1年 3）2年<br>4）3年 5）4年 6）5年<br>7）6年以上10年未満 8）10年以上20年未満 9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | 地方税法上の個人住民税、軽自動車税の更正期限は法定納期限の翌日から7年間であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。 |
| ③消去方法 | | ・保存年限を過ぎた個人情報が記載された申請書等（紙及び電子媒体）は、溶解により処分する。<br>・保存年限を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。 |
| 7. 備考 | | |
| - | | |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 4. 滞納管理台帳ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | 納税義務者とその被扶養者、納税承継人、相続財産管理人、第二次納税義務者 |
| | その必要性 | 個人住民税、軽自動車税の滞納整理を行うにあたり特定個人情報が必要である。 |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[ ○ ] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[ ○ ] 雇用・労働関係情報　[ ○ ] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[ ○ ] その他　（　納付交渉情報、財産情報、滞納処分情報　） |
| | その妥当性 | ○個人番号、その他の識別情報：納税義務者を正確に特定させるために保有する。<br>○5情報、連絡先、その他住民票関係情報：対象となる本人への督促・催告、還付・充当等通知に利用するため保有する。<br>○国税関係情報、地方税関係情報、納付交渉情報、財産情報、滞納処分情報：滞納整理の根拠情報となる課税情報及び収納情報を保有する。<br>○生活保護・社会福祉関係情報：滞納処分の執行停止に係る判定を行うために保有（参照）する。<br>○雇用・労働関係情報、年金情報、納付交渉情報、財産情報、滞納処分情報：滞納処分の執行に利用するために保有する。<br>○国又は地方団体間の収納照会のために保有する。 |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | | 区民部納税課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署　（ 戸籍住民課、国保年金課、生活福祉課 ）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等　（ 国税庁、日本年金機構 ）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他自治体 ）<br>[ ○ ] 民間事業者　（ 給与支払者、年金支払者、金融機関等 ）<br>[　] その他　（ ） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ<br>[　] 電子メール　[　] 専用線　[　] 庁内連携システム<br>[　] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他　（ 税務システム（個人住民税システム・軽自動車税システム・収納管理システム） ） |
| ③入手の時期・頻度 | | (1)定期的に入手<br>【税務システムからの連携により入手】<br>個人住民税課税台帳ファイル情報：賦課決定時及びファイル情報の変更時　毎日<br>軽自動車税管理台帳ファイル情報：賦課決定時及びファイル情報の変更時　毎日<br>収納管理台帳ファイル情報：ファイル情報変更時　毎日<br>【区民情報系基盤システムからの連携により入手】<br>住民異動情報：異動の都度　毎日<br>【福祉システムからの連携により入手】<br>生活保護・福祉関係情報：月初め　月１回<br><br>(2)個別的に入手<br>雇用・労働関係情報：調査の都度<br>年金関係情報：調査の都度<br>財産情報：調査の都度<br>納付交渉情報：交渉の都度<br>滞納処分情報：処分の都度<br>国又は地方団体間の収納照会の都度 |
| ④入手に係る妥当性 | | (1)定期的に入手<br>滞納者を正しく特定するのに必要な情報(納税義務者の賦課及び収納に関する情報)の正確性や最新性を確保する必要があるため、上記の方法・頻度で入手を行う。<br>(2)個別的に入手<br>早期完納に向け滞納整理に必要な情報を即時に確保する必要があるため、上記の方法・頻度で入手を行う。 |
| ⑤本人への明示 | | 地方税法第9条(相続による納税義務の継承)、第10条(連帯納税義務)、第20条(書類の送達)、第294条(市町村民税の納税義務者等)、第300条(市町村民税の納税管理人)、第329条(市町村民税に係る督促)、第331条(市町村民税に係る滞納処分)、第335条(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)、第458条(軽自動車税に係る督促)、第460条(軽自動車税に係る滞納処分)に利用目的を明示している。<br><br>国税徴収法に利用目的を明示している。 |
| ⑥使用目的 ※ | | ①未納者に対し納付交渉を行うため。<br>②納付交渉が困難な場合に、滞納処分を行うために財産を調査するため。<br>③滞納整理に必要な情報を管理するため。 |
| | 変更の妥当性 | - |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 区民部納税課、企画経営部情報政策課 |
| | 使用者数 | [　50人以上100人未満　] <選択肢><br>1) 10人未満　2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑧使用方法 ※ | | (1)滞納管理関係事務<br>・税務システムのうち、滞納整理に必要な情報を入手し、滞納管理台帳を作成する。<br>・前記①の情報を基に、個別催告、納付交渉(納付計画含む)を行い記録する。<br>・前記②が実施できない納税義務者の財産等調査を行い記録する。<br>・差押え、執行停止等の処分を行い記録する。<br>(2)納税課窓口収納事務<br>(3)納付書再発行事務 |
| | 情報の突合 ※ | 入手した情報を登録する際、次に示した情報をキーとしてシステムに登録されている情報と突合し、処理を行う。<br>・宛名番号を利用する。<br>・宛名番号による突合ができない場合は、個人番号を利用する。<br>・宛名番号、個人番号による突合ができない場合は、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所の5情報を利用する。<br>※宛名番号とは、大田区が行政サービスの対象に付番する重複しない内部システム専用の独自識別番号である。 |
| | 情報の統計分析 ※ | 年度ごとに以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。<br>月別、年度ごと、科目別などの収納金額の算定<br>月別、年度ごと、科目別などの収納率の算定 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 個人住民税、軽自動車税の滞納処分 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

| | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 2 ) 件 |
| **委託事項1** | | 滞納管理システムの運用保守業務委託 |
| ①委託内容 | | 滞納管理システムの運用保守 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 納税義務者とその被扶養者、納税承継人、相続財産管理人、第二次納税義務者 |
| | その妥当性 | 滞納管理システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託対象にする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[ ○ ]その他 ( 庁舎内で作業するため、特定個人情報ファイルを外部に提供することはない。 ) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例(昭和60年11月18日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社シンク |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項2** | | 納付案内センター業務委託 |
| ①委託内容 | | 滞納者への電話勧奨等委託 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲　※ | 納税義務者とその被扶養者、納税承継人、相続財産管理人、第二次納税義務者 |
| | その妥当性 | 業務の効率化・正確性の向上を図るために滞納者への訪問や電話勧奨作業を委託している。当該委託業務において、上記の対象者の連絡先や滞納情報の利用が必要不可欠である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　10人以上50人未満　]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　]フラッシュメモリ　[ ○ ]紙<br>[ ○ ]その他　（本庁舎納付案内センター執務室内の端末を使用して入力作業を行うが、特定個人情報を外部へ持ち出すことができないよう管理を徹底している。） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大田区情報公開条例（昭和60年11月18日条例第51号）に基づく開示請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社ベルシステム24 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無　※ | [　再委託しない　]　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）** | | |
| 提供・移転の有無 | | [ ○ ]提供を行っている　（　1　）件　[　]移転を行っている　（　）件<br>[　]行っていない |
| **提供先1** | | 国税庁、地方公共団体 |
| ①法令上の根拠 | | 国税徴収法146条の2、地方税法20条の11 |
| ②提供先における用途 | | 滞納に係る照会 |
| ③提供する情報 | | 滞納情報、猶予決議、処分決議、停止決議 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 賦課期日（1月1日）時点において大田区内に住所を有している者、若しくは住所を有していた者 |
| ⑥提供方法 | | [　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線<br>[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　]フラッシュメモリ　[　]紙<br>[ ○ ]その他　（ LGWAN　） |
| ⑦時期・頻度 | | 照会の都度 |

| | | |
|---|---|---|
| **移転先1** | | |
| ①法令上の根拠 | | |
| ②移転先における用途 | | |
| ③移転する情報 | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ ] | ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム<br>[ ] 電子メール<br>[ ] フラッシュメモリ<br>[ ] その他 （ ） | [ ] 専用線<br>[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] 紙 |
| ⑦時期・頻度 | | |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|---|---|---|
| ①保管場所 ※ | | 【大田区における措置】<br>①サーバ等はクラウド（以降、ガバメントクラウドを含む）事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、又はISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。<br>③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、適切に管理された鍵で施錠管理されたラックに入れて保管する。<br>④徴収猶予等の申請書、財産等調査資料は適切に管理された鍵で施錠された書庫に保管している。<br><br>【認定委託先事業者における措置】<br>審査システム（eLTAX）の審査サーバ及び国税連携システム（eLTAX）の国税連携データ受信サーバは、安全なデータセンターに収容されている。（サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証を行っている。）また、物理的には、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置されており、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定している。 |
| ②保管期間 | 期間 | [ 20年以上 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | 個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。<br>なお、サーバ別のデータ保管期間は以下のとおり。<br>・大田区が管理するシステムのサーバ：20年以上※<br>・審査システム（eLTAX）の審査サーバ：10年※<br>・国税連携システム（eLTAX）の国税連携データ受信サーバ：7年未満 |
| ③消去方法 | | ・消去は、新たな滞納繰越を生じない調定年度について、5年を経過後、調定年度分を一括削除する。<br>・税務システムからのシステム連携により収納消込情報を得ているため、双方の収納情報の整合性が図れるよう、慎重に実施する。<br>・審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）のデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する課税課職員が手作業でデータを消去する。<br>・情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 |

## 7. 備考

－

## （別添2）特定個人情報ファイル記録項目

〇個人住民税課税台帳ファイル

【宛名情報管理情報】
宛名番号、個人番号、世帯番号、氏名、住民種別（日本人・外国人）、住民状態、性別、生年月日、続柄、現住所、方書き、前住所、前住所方書き、本籍地、筆頭者、在留資格、在留期間、在留カード等の番号、転出先住所、異動年月日、届出年月日、処理年月日、異動事由、住定年月日、住なく年月日、送付先情報、納税管理人情報

【課税対象者管理情報】
宛名番号、個人番号、世帯番号、氏名、生年月日、性別、続柄、賦課地情報、住民種別、相当年度、住民区分（居住者・非居住者）、住なく年月日、障害者区分*、事業所課税区分、非課税区分、徴収希望、証明書停止区分、生活扶助認定・廃止年月日、連絡先、配偶者に関する情報、扶養者に関する情報、専従者に関する情報

【課税資料情報】
〇給与支払報告書記載情報（*）
〇公的年金支払報告書記載情報（*）
〇特別区民税・都民税申告書記載情報（*）
〇所得税確定申告書記載情報（*）
〇寄附金税額控除に係る申告特例通知書記載情報

【課税台帳情報】
宛名番号、個人番号、賦課地住所、住なく年月日、口座有無、氏名、生年月日、性別、続柄、相当年度、課税年度、徴収区分、課税区分、異動事由、決定年月日、異動年月日、通知書発付年月日、指定番号、通知書番号、所得控除合計、合計所得金額、総所得金額、給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、営業所得、農業所得、不動産所得、配当所得、総合短期譲渡所得、総合長期譲渡所得、一時所得、特定支出控除、臨時所得、平均課税対象額、繰越控除、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、分離株式譲渡所得、分離上場配当所得、分離先物取引所得、山林所得、退職所得、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除（所得税）、配偶者合計所得、専従者控除額、総合所得課税標準、山林所得課税標準、退職所得課税標準、投資リース控除、住宅借入金等特別控除、住宅借入金等特別控除可能額、住宅借入金等特別控除見込額、政党等寄附金税額控除、外国税額控除（所得税）、区外国税額控除、都外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄附金支払額、生命保険料支払額、配偶者控除、配偶者特別控除、特定扶養人数、その他扶養人数、老人扶養人数、老人(内同居）扶養人数、特定親族人数、年少扶養人数、特別(内同居）障害者人数、特別障害者人数、普通障害者人数、本人障害区分*、本人寡婦・寡夫・ひとり親区分、本人勤労学生、本人未成年、専従者控除、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、所得割調整額、所得割額、均等割額、減免額、年税額、特別徴収税額、特別徴収義務者情報、普通徴収税額、年金特別徴収税額、森林環境税額、定額減税額

【給与特別徴収管理情報】
指定番号、個人番号、受給者番号、住所、氏名、特別徴収税額、月割特別徴収税額

【年金特別徴収管理情報】
相当年度、宛名番号、個人番号、氏名、生年月日、性別、年金保険者、年金種別、基礎年金番号、通知年月日、中止年月日、中止事由、変更月、特別徴収依頼額、仮特別徴収額、年金支払額、所得税額、介護保険料特別徴収額、国民健康保険料特別徴収額、後期高齢者医療保険料特別徴収額

【納税管理人管理情報】
〇特別区民税・都民税　納税管理人（申告・申請）書記載情報

【国税情報】
個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、確定申告書記載情報（*）、年分、資料番号、利用者識別番号、申告区分、取込区分、異動年月日、局署番号、共通番号、データ作成、連携年月日

*は要配慮個人情報
（*）は要配慮個人情報を含む

## （別添2）特定個人情報ファイル記録項目

〇軽自動車税管理台帳ファイル

【軽自動車情報】
軽自動車管理番号、納税義務者宛名番号、納税義務者の個人番号（※）、納税義務者の法人番号（※）、納税義務者の氏名・名称、納税義務者の住所・所在地、標識番号、種別コード、種別、車両形式、認定番号、車台番号、排気量、車名、通称名、手入力（車名）、申告区分、リース区分、試乗車の有無、改造車の有無、所有者住所、使用者住所、定置場住所、整理番号、車両メモ、その他識別番号、最高出力

非課税情報（非課税区分、非課税年月日）

減免情報（減免区分、減免申請年月日、減免決定年月日）

保留情報（保留区分、保留年度）

廃車情報（標識弁償金の有無、標識回収の有無、標識交付証明書回収の有無、廃車事由、廃車年月日）

登録・異動情報（登録事由、登録年月日、変更事由、変更年月日、異動事由、異動年月日）

更新職員ID、更新年月日

※個人番号・法人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

## （別添2）特定個人情報ファイル記録項目

〇収納管理台帳ファイル

【宛名情報管理情報】
宛名番号、個人番号、世帯番号、氏名、住民種別、住民状態、性別、生年月日、続柄、
現住所、方書き、前住所、前住所方書き、転出先住所、異動年月日、届出年月日、異動事由、住定年月日、住なく年月日、
送付先情報、納税管理人情報

【調定・消込情報】
税目、賦課年度、相当年度、通知書番号、年調定額、未納額計
期別調定額、期別納付額、期別未納額、期別延滞金、期別納付延滞金、期別未納延滞金
期別督手、期別納督、期別納期限、期別領収日

【その他情報】
口座振替情報、返戻情報、過誤納情報(還付情報・充当情報)、納付書情報、証明書発行情報

## （別添2）特定個人情報ファイル記録項目

〇滞納管理台帳ファイル

【宛名情報管理情報】
宛名番号、個人番号、世帯番号、氏名、住民種別、住民状態、性別、生年月日、続柄、現住所、方書き、本籍地、筆頭者、転出先住所、異動年月日、異動事由、住定年月日、住なく年月日、送付先情報、納税管理人情報

【課税台帳情報】
・個人住民税
賦課年度、相当年度、特普区分、申告区分、異動事由、異動更正日、特徴義務者、課税標準額、課税資料、所得の種類、所得の金額、所得合計、控除の種類、控除の金額、控除合計

・軽自動車税
標識番号、一連番号、車種、車名、税額、排気量、車体番号、登録日、登録事由、廃車日、廃車事由

【消込情報】
税目　賦課年度　相当年度
通知書番号　年調定額　　未納額計
期別調定額　期別納付額　期別未納額　期別延滞金　期別納付延滞金　期別未納延滞金　期別督手　期別納督　期別納期限　期別領収日

【その他収納管理ファイル情報】
口座振替情報
返戻情報
過誤納情報(還付情報・充当情報)

【滞納整理情報】
経過記録　財産情報　処分情報　承継等情報

# Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 1. 個人住民税課税台帳ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【システム以外】<br>①誤って市区町村に課税権を有する者の課税資料が提出された場合は、速やかに当該市区町村に回送する記載をした処理を統一したマニュアルを定め実施している。<br>②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>③大田区ホームページ等で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、正確な情報の入力を促している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①本人又は本人の代理人、国税庁及び市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて国税庁及び市区町村としか繋がっていないことから、国税庁及び市区町村から送信される情報以外は入手できない。<br>②給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）からeLTAXシステムで入手する場合、地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。<br>　また、eLTAXの利用にあたり、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。<br>　さらに、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から取得できる情報をシステムで制御している。<br>③公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から取得できる情報をシステムで制御している。<br>④国税庁から所得税申告書等データを入手する際は、国税庁が大田区を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。<br>⑤市区町村から送信された情報に記載された提出先により、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【システム以外】<br>①必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を整備している。<br>②市区町村等から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、処理内容を整備したマニュアルを定め実施している。<br>③個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>④申告書・届書等の様式について、届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認（身分証明書の提示・委任状の提出）が実施されており、不適切な方法での入手は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の本人確認を行っている。<br>②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で使用目的を説明している。<br>③窓口における入手の際、所定の様式以外で入手を行えないルールを定め実施している。<br>④セキュリティ研修又は新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取り、又は区民情報系基盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないと定め実施している。<br>⑤課税資料から税務システムへの入力の際には、複数人でチェックを行っている。<br>⑥国税庁で確認された確定申告書データを国税連携システム（利用にあたってはユーザIDとパスワードによる認証を設けている）を介して受領している。<br>⑦電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>⑧本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者からeLTAXシステムで入手するの場合、申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示しており、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出している。<br>⑨国税庁、市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 【システム以外】<br>①申請受付の際は、窓口でマイナンバーカード又は顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。<br>②代理申請の場合は、上記にあわせて、委任状や大田区の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。<br>③電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>④本人又は本人代理人からeLTAXシステムで入手する場合、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名により確認する。<br>⑤給与支払者、公的年金等支払者又は国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）<br>⑥国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>⑦地方税外部連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 |

| | |
|---|---|
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【システム以外】<br>①提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口でマイナンバーカード又は顔写真入りの身分証明書(運転免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。<br>②上記による確認がとれない場合、該当者が大田区に住所をもつ者であれば、税務システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類(運転免許証、パスポート等)、官公署発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。<br>③大田区に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)に係る書類の提示を求め、本人確認を徹底する。<br>④電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>⑤本人又は本人の代理人からeLTAXシステムで入手する場合、税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をするルールを定め実施している。<br>⑥給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)<br>⑦国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)<br>⑧地方税外部連携システム(eLTAX)で大田区宛てに照会される情報は、照会回答を行う市区町村が、対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。<br>【区民情報系システム(税務)等】<br>①住民記録システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携される。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【システム以外】<br>①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認する。<br>②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認している。<br>③課税資料等が不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる保管庫に格納している。<br>④本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者からeLTAXシステムで入手する場合、審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管している。<br>⑤国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられている。<br>⑥国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村に委ねられている。<br>⑦地方税外部連携システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村に委ねられている。<br>【区民情報系システム(税務)等】<br>①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ]<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①窓口で本人又は代理人が来庁する場合は、予め決められた窓口で職員が対面して申告書などを直接収受する。<br>②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体（外部記録媒体含む）及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。<br>③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。<br>④郵送で本人又は代理人が申請する場合は、大田区のホームページ・区報・ガイドブックなどで事前に提出先を広く周知し、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止する。<br>⑤窓口にて記載された届出書/申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って、適切に管理された鍵で施錠し保管する。<br>⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰とされている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>④マイナポータル申請管理への接続は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）からeLTAXシステムで入手する場合、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。<br>②国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>③市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、市区町村から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>④国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告するルールを定め実施している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br>④審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①事務に必要な情報項目（大田区情報公開・個人情報保護審議会又は大田区情報セキュリティ部会より承認等を得た項目）のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。<br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告するルールを定め実施している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定め実施している。<br>④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br>⑤審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | | |
|---|---|---|
| ユーザ認証の管理 | | ［　行っている　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロック又はログオフをしなければならないルールを定め実施している。<br>②自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。<br>③パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。<br>④職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。<br>⑤審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。<br>⑥審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報（顔情報）及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。<br>②無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。<br>【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の利用には、生体認証（顔認証）、ID及びパスワードによる認証機能を設けている。<br>②審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得している。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | | ［　行っている　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課が管理する認証基盤に設定する。<br>②認証基盤に設定した情報を基に情報政策課にて税務システムにアクセス権限の設定を反映する。課税課は設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて確認する。<br>③人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。<br>④審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。<br>　また、権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 |
| アクセス権限の管理 | | ［　行っている　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。<br>②アクセス権限の管理として、利用されていないユーザーIDが放置されないよう、定期的に点検している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | | ［　記録を残している　］　＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①課税資料等には通し番号を印字し保管することで、特定個人情報の使用の記録としている。適切に管理された鍵で施錠可能な保管庫にて法定年数である7年間保管する。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。<br>【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得している。 |
| その他の措置の内容 | | － |

| | |
|---|---|
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>（全般）システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。<br>①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定め実施している。<br>②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定め実施しいる。<br>・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。<br>・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止する。<br>・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。<br>・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書（臨時職員にあたっての確認書）を署名・捺印してもらっている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定め実施している。<br>②外部記憶媒体にデータをコピーする場合、「データ移動申請書兼記録簿」を作成の上、外部記憶媒体管理者の許可を得るルール及び手順を定め実施している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。<br>②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定め実施している。<br>③システム運用・保守の外部委託先（IDC受託事業者）に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定め実施している。<br>④国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。<br>⑤地方税共同機構は、ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第151号）」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されている。<br>⑥毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | | [　　制限している　　]　＜選択肢＞<br>1）制限している　　2）制限していない |
| | 具体的な制限方法 | 【システム以外】<br>①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>【eLTAXシステム】<br>①特定個人情報ファイルを取り扱える要員をセキュリティ管理者が定めており当該要員以外のアクセス権、ユーザIDは発行していない。<br>②アカウントは個人に割り付けられており当該要員しか特定個人情報ファイルにアクセス出来ない。アクセス権限を持った者もセキュリティ教育を定期的に受けており、あらかじめ承認された手順に従った作業以外は行わない。 |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | | [　　記録を残している　　]　＜選択肢＞<br>1）記録を残している　　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。<br>②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。<br>【eLTAXシステム】<br>①認定委託先事業者ではサーバにおける操作ログを記録管理している。 |
| 特定個人情報の提供ルール | | [　　定めている　　]　＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| | 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。<br>②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 |
| | 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定め実施している。<br>②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 |
| 特定個人情報の消去ルール | | [　　定めている　　]　＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| | ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定め実施している。 |

| | | |
|---|---|---|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | | [ 定めている ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない |
| | 規定の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱いに関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。<br>②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | | [ 十分に行っている ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない 4）再委託していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者（課税課長）に提出し、承認を得なければならないルールを定め実施している。<br>②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。 |
| その他の措置の内容 | | - |
| リスクへの対策は十分か | | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [　　] 提供・移転しない |
|---|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①特定個人情報が記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合は管理簿に必要事項を記載しなければならない。<br>※eLTAXシステムの場合は、システム以外での提供及び移転は行わない。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。<br>【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。<br>②審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。<br>③審査システム（eLTAX）を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。<br>④国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①特定個人情報が記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合はセキュリティ管理者へ申請し承認を得なければならない。また、管理簿によりチェックしている。<br>②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会報告後にシステムの接続やデータ連携を行う。<br>③審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。<br>④国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。<br>⑤国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている |

| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①通常のデータの提供・移転は庁内連携ネットワーク（区民情報系基盤システム）のみで行っている。<br>②連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会報告後にシステム改修・データ連携を行う。<br>③税情報の提供依頼が他課からある場合には、依頼する他課は、所定の様式にて目的・概要、記録項目などを明記して依頼することとしている。<br>④大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をしたシステム以外と接続してはならないルールを定め実施している。<br>⑤国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①生体認証（顔情報）及びパスワードによる認証を行っている。<br>②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>③個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。<br>④操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）を使用して、本人又は本人の代理人及び給与支払者に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いて、ログインする際には生体認証（顔認証）、利用者ID及びパスワードの確認を行っている。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。<br>②審査システム（eLTAX）を使用して、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。<br>③国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①通常のデータの提供・移転は情報ネットワーク又は区民情報系基盤システムのみで行っている。<br>②課税資料において、自治体への回送については、対象自治体をリスト化し、誤送信を防止している。<br>③国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をした情報項目（提供が必要な項目）のみをデータレイアウトに定義し、設計している。（システムにおける措置として記載。）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）を使用して、本人又は本人の代理人及び給与支払者に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供している。<br>　また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。<br>②審査システム（eLTAX）を使用して、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供している。<br>　また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。<br>③国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。<br>②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>③申告書・届書等の様式について、申請者・届出者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。<br>④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①税務システムに個人住民税課税台帳に必要な情報以外は登録できないよう対策している。<br>②庁内からの個人住民税課税台帳の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。<br>③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報連携機能上で情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照合が必要な仕組みになっている。<br>　これにより番号法で定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑥どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。<br>・自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。<br>・パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。<br>・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。<br>②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。<br>③パーソナルファイアウォール及びウィルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS（侵入検知システム）、WAF（Webアプリケーションファイアウォール）、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアへの対策を講じている。<br>④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。<br>・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①受付時に、届出書に誤りが無いか、届出者に確認している。<br>②課税資料情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認（照合）し、届出書・申告書等の行政使用欄に確認結果を記載している。<br>③届出書・申告等の帳票類については、定められた保管庫に適切に管理された鍵で施錠し保管され、一定期間保管する。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①入力については操作記録（ログ）を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>②操作記録（ログ）を必要に応じて、課税資料情報の入力・訂正・削除を行った対象者一覧を作成し入力内容の再確認に利用している。<br>③情報連携機能では、情報連携主務省令第2条表に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。<br>④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。<br>⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。<br>②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断をしている。<br>③窓口にて記載された届出書・申告書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って適切に管理された鍵で施錠し保管している。<br>④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。<br>⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付ける。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。<br>②アクセスできる端末をネットワークシステムの設定により限定している。<br>③特定の職員と委託従事者のみ操作可能としている。<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑥税務システムのネットワークは、外部インターネット環境とは物理的に隔離された環境にある。<br>⑦回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。<br>⑧職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。<br>④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。<br>⑤特に、中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムから配信される情報（照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報）に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、本稼動前に動作検証を実施する。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。<br>④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。<br>⑤情報提供ネットワークシステムから配信される情報（照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報）に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。<br>また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムにて相手を認証して情報を提供している。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。<br>②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認していることで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。<br>③万が一内容に誤りがあった場合は、職権により賦課情報を作成・修正することで対応している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、誤った相手に特定個人情報を提供・移転することを防いでいる。<br>②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している<br>③情報提供ネットワークシステムから配信される情報（照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報）に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [ 政府機関ではない ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | 【システム以外】<br>①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。<br>・私物等の使用禁止<br>・持ち出し禁止<br>・適切に管理された鍵で施錠できる書庫等での保管<br>・使用管理簿による管理<br>②課税資料等の帳票類・電子データの管理について、放置の禁止や適切に管理された鍵による施錠保管等の安全管理措置を講じている。<br>③端末等は、以下の物理的対策を講じている。<br>・ワイヤーロックによる固定・入退室管理・適切に管理された鍵によるラックでの施錠管理などの物理的対策を講じている。<br>④認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「 6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。 | |
| ⑥技術的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | 【システム以外】<br>①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定め実施している。<br>②認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「 6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの更新及びウィルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。 | |
| ⑦バックアップ | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | <選択肢><br>1）発生あり 2）発生なし |
| その内容 | － | |
| 再発防止策の内容 | － | |
| ⑩死者の個人番号 | [ 保管している ] | <選択肢><br>1）保管している 2）保管していない |
| 具体的な保管方法 | 生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。 | |
| その他の措置の内容 | － | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定め実施している。（システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。）<br>②賦課決定後に修正が発生した場合の、手入力によるデータ更新手順を定め実施している。<br>③eLTAXシステムで受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄（ディスクから削除）する。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [ 定めている ] ＜選択肢＞<br>1）定めている 2）定めていない |
| 手順の内容 | 【システム以外】<br>①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。<br>②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定め実施している。<br>③審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）のデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する課税課職員が手作業でデータを消去する。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄（ディスクから削除）する。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。 | |

# Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 2. 軽自動車税管理台帳ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②届出／申請内容や本人確認書類による確認を厳格に行う。<br>③システム入力後も届出書と入力内容に齟齬がないか厳格な照合を行う。<br>④本人確認書類は、身分証明書等（運転免許証・パスポート等）を用いる。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、地方税外部連携システム（eLTAX)は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて市区町村としか繋がっていないことから、市区町村から送信される情報以外は入手できない。<br>②市区町村から送信された情報に記載された提出先により、地方税外部連携システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②申告書・申請等の様式について、届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。<br>③窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①地方税外部連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で使用目的を説明する。<br>②窓口における入手の際、所定の様式以外で入手を行えないルールを定め実施している。<br>③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税申告書（報告書）による個人情報（個人番号を含まない）は、配達記録が残る郵送方法と、二輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会や運輸支局からLGWANを経由して入手する。税務システムへのデータ移動は区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。郵送で収受したものは、収受日に帳票の受領確認書を発送元宛てにFAXすることにより、収受の有無を速やかに連絡している。<br>④軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、個人情報が記載されている軽自動車税申告書（報告書）は、適切に管理した鍵で施錠可能な保管庫にて管理することにより、紛失などによる情報漏洩を防止している。データで収受する個人情報は、ID・パスワード等で認証を行い、アクセス権限を持つ課税課の担当者のみが利用可能とする端末で保存・管理することで情報漏洩を防止する。<br>⑤セキュリティ研修又は新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取り、または区民情報系基盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないと定め実施している。<br>⑥市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元である市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 【システム以外】<br>①申請受付の際は、窓口でマイナンバーカード又は顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。<br>②代理申請の場合は、上記にあわせて、委任状や大田区の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。<br>③電子で入手する納税通知書等の電子通知希望申請はeLTAX(通知ポータル）にて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>④地方税外部連携システム（eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【システム以外】<br>①提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口でマイナンバーカード又は顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格者等及び個人番号確認書類の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。<br>②上記による確認がとれない場合、該当者が大田区に住所をもつ者であれば、税務システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を徹底する。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類（運転免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。<br>③大田区に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類（運転免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。<br>④地方税外部連携システム（eLTAX)で大田区宛てに照会される情報は、照会回答を行う市区町村が、対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>⑤電子で入手する納税通知書等の電子通知希望申請はeLTAX(通知ポータル）本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①住民記録システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携される。 |

| | |
|---|---|
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【システム以外】<br>①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認する。<br>②軽自動車税情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認(照合)し、届出書/申請書等の行政使用欄に確認結果を記載している。<br>③課税資料等の帳票類については、定められた保管庫に適切で管理された鍵で施錠保管され、一定期間保管する。<br>④地方税外部連携システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である市区町村に委ねられている。<br>【区民情報系システム(税務)等】<br>①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①窓口で本人又は代理人が来庁する場合は、予め決められた窓口で職員が対面して申告書などを直接収受する。<br>②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。<br>③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。<br>④郵送で本人又は代理人が申請する場合は、大田区のホームページ・区報・ガイドブックなどで事前に提出先を広く周知し、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止する。<br>⑤窓口にて記載された届出書/申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って、適切に管理された鍵で施錠し保管する。<br>⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰とされている。<br>【区民情報系システム(税務)等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、市区町村から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から地方税外部連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>②地方税外部連携システム(eLTAX)で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。<br>③通知IFSへの接続は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告するルールを定め実施している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br>④地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①事務に必要な情報項目（大田区情報公開・個人情報保護審議会又は大田区情報セキュリティ部会より承認等を得た項目）のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。<br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告するルールを定め実施している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定め実施している。<br>④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br>⑤地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [ 行っている ]　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロック又はログオフをしなければならないルールを定め実施している。<br>②自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。<br>③パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。<br>④職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。<br>⑤地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。<br>⑥地方税外部連携システム（eLTAX）の認証に用いるIDのパスワードは年１回以上変更しなければならないルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報（顔情報）及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。<br>②無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。 |

| | | |
|---|---|---|
| アクセス権限の発効・失効の管理 | | [　行っている　] <選択肢> 1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課が管理する認証基盤に設定する。<br>②認証基盤に設定した情報を基に情報政策課にて税務システムにアクセス権限の設定を反映する。設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて確認する。<br>③人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。<br>④地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。<br>　また、権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 |
| アクセス権限の管理 | | [　行っている　] <選択肢> 1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。<br>②アクセス権限の管理として、利用されていないユーザIDが放置されないよう、定期的に点検している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | | [　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①課税資料等には、帳簿及び書類つづりを作成しなければならないルールを設けている。適切に管理された鍵で施錠し保管庫にて廃車・消滅等の申告を受けてから5年保存<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。 |
| その他の措置の内容 | | - |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている |
| リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | 【システム以外】<br>（全般）システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。<br>①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定め実施している。<br>②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定め実施している。<br>・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。<br>・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止する。<br>・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。<br>・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書（宣誓書、勤務条件通知書）を署名・捺印してもらっている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている |

| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定め実施している。<br>②外部記憶媒体にデータをコピーする場合、「情報資産移動申請書兼記録簿」を作成の上、外部記憶媒体管理者の許可を得るルール及び手順を定め実施している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。<br>① スクリーンセーバーやログオフ機能を利用して、長時間に渡って端末画面に個人情報を表示させない。<br>② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に配置する。<br>③ 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要となる範囲に留め、使用後は直ちにシュレッダーでの破砕処理を義務付けている。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。<br>②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定め実施している。<br>③システム運用・保守の外部委託先（IDC受託事業者）に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定め実施している。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [　　制限している　　] | ＜選択肢＞<br>1）制限している　　2）制限していない |
| 具体的な制限方法 | 【システム以外】<br>①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [　　記録を残している　　] | ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。<br>②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [　　定めている　　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。<br>②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定め実施している。<br>②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [　　定めている　　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「情報の消去について」を明記した契約を締結している。<br>②契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定め実施している。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　　定めている　　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| 規定の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。<br>②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | | [　十分に行っている　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない　4）再委託していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「再委託」に関するセキュリティ要件を明記した契約を締結している。<br>②委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者（課税課長）に提出し、承認を得なければならないルールを定め実施している。<br>③再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。 |
| その他の措置の内容 | | - |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [　　]提供・移転しない |
|---|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①特定個人情報が記録された紙媒体を持ち出す場合は管理簿に必要事項を記載しなければならない。また、現状実務において外部記録媒体は使用していない。<br>※eLTAXの場合は、システム以外での提供及び移転は行わない。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①税務システムを使用した情報提供は行っていない。<br>②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①特定個人情報が記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合はセキュリティ管理者へ申請し承認を得なければならない。また、管理簿によりチェックしている。<br>②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会報告後にシステムの接続やデータ連携を行う。<br>③地方税外部連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①税情報の提供依頼がある場合には、目的・概要、記録項目などを確認したうえで、内部で決定を取り、紙文書にて回答している。<br>②大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をしたシステム以外と接続してはならないルールを定め実施している。<br>③地方税外部連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①税務システムを使用した情報提供は行っていない。<br>②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①地方税外部連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |

| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①軽自動車税の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。<br>②万が一内容に誤りがあった場合は、職権により軽自動車税の課税台帳を修正することで対応している。<br>③他自治体や警察などからの書面による特定個人情報の照会については、相手方の所定様式に基づき回答し、必要以上の特定個人情報を提供しないようにしている。また、相手方に回答文書を発送する前に、誤った特定個人情報を提供していないか再度確認している。<br>④地方税外部連携システム（eLTAX）で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（税）等】<br>①税務システムを使用した情報提供は行っていない。<br>②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①地方税外部連携システム（eLTAX)を使用して、市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　　]接続しない（入手）　[ ○ ]接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAX（地方税外部連携システム）は情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。<br>②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>③申告書・届書等の様式について、申請者・届出者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。<br>④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。<br>【区民情報系システム（税）等】<br>①税務システムに軽自動車税管理台帳に必要な情報以外は登録できないよう対策している。<br>②庁内からの軽自動車税管理台帳の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。<br>③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報連携機能上で情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照合が必要な仕組みになっている。<br>　これにより番号法で定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。<br>④職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、目的外の特定個人情報の入手が行われることを制御している。個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても目的以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑥どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAX（地方税外部連携システム）は情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。<br>・自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。<br>・パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。<br>・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（税）等】<br>①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。<br>②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。<br>③パーソナルファイアウォール及びウィルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS（侵入検知システム）、WAF（Webアプリケーションファイアウォール）、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアへの対策を講じている。<br>④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。<br>・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAX（地方税外部連携システム）は情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①受付時に、届出書に誤りが無いか、届出者に確認している。<br>②課税資料情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認（照合）し、届出書・申告書等の行政使用欄に確認結果を記載している。<br>③届出書・申告等の帳票類については、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に、一定期間保管する。<br>【区民情報系システム（税）等】<br>①入力については操作記録（ログ）を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>②操作記録（ログ）を必要に応じて、課税資料情報の入力・訂正・削除を行った対象者一覧を作成し入力内容の再確認に利用している。<br>③情報連携機能では、番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。<br>④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。<br>⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ※eLTAX（地方税外部連携システム）は情報提供ネットワークシステムと接続しない。<br>【システム以外】<br>①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。<br>②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断をしている。<br>③窓口にて記載された届出書・申告書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って適切に管理された鍵で施錠し保管している。<br>④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。<br>⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付ける。<br>【区民情報系システム（税）等】<br>①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。<br>②アクセスできる端末をシステム設定により限定している。<br>③特定の職員と委託従事者のみ操作可能としている。<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑥税務システムのネットワークは、外部インターネット環境とは物理的に隔離された環境にある。<br>⑦回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。<br>⑧職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [ 政府機関ではない ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | 【システム以外】<br>①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。<br>・私物等の使用禁止<br>・持ち出し禁止<br>・適切に管理された鍵で施錠できる書庫等での保管<br>・使用管理簿による管理<br>②課税資料等の帳票類・電子データの管理について、放置の禁止や適切に管理された鍵による施錠保管等の安全管理措置を講じている。<br>③端末等は、以下の物理的対策を講じている。<br>・ワイヤーロックによる固定・入退室管理・適切に管理された鍵によるラックでの施錠管理などの物理的対策を講じている。 | |
| ⑥技術的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | 【システム以外】<br>①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの更新及びウィルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。 | |
| ⑦バックアップ | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | <選択肢><br>1）発生あり 2）発生なし |
| その内容 | － | |
| 再発防止策の内容 | － | |
| ⑩死者の個人番号 | [ 保管している ] | <選択肢><br>1）保管している 2）保管していない |
| 具体的な保管方法 | 生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。 | |
| その他の措置の内容 | － | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定め実施している。（システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。）<br>②賦課決定後に修正が発生した場合の、手入力によるデータ更新手順を定め実施している。<br>③eLTAXシステムで受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。<br>【区民情報系システム（税）等】<br>①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [ 定めている ] ＜選択肢＞<br>1）定めている 2）定めていない |
| 手順の内容 | 【システム以外】<br>①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。<br>②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定め実施している。<br>【区民情報系システム（税）等】<br>①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄（ディスクから消除）する。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。 | |

# Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

| 1．特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 3．収納管理台帳ファイル | |
| **2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認（身分証明書の提示・委任状の提出）が実施されており、不適切な方法での収集は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の本人確認を行っている。<br>③窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で利用目的を説明している。<br>④窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行えないルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>④宛名番号をキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>④宛名番号をキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認（身分証明書の提示・委任状の提出）が実施されており、不適切な方法での収集は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の本人確認を行っている。<br>②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で利用目的を説明している。<br>③窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行えないルールを定め実施している。<br>④窓口及び区民情報系基盤システムからの特定個人情報入手の手順等についてはセキュリティ研修を通じて全職員に適切な対応方法を周知徹底している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②予め許可された業務・システムに限定した収集方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 【システム以外】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。<br>③個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示を求め、確認を徹底する。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口でマイナンバーカードと顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、マイナンバーカード及び個人番号確認書類等の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①個人番号とその他識別番号（内部番号）を利用し、複合的なチェックを行う。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【システム以外】<br>①収納関係書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。<br>②個人番号以外のその他識別番号（内部番号）、5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）により複合的なチェックを行う。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>③個人番号とその他識別番号（内部番号）を利用し、複合的なチェックを行う。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①収納関係書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。<br>②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体（外部記録媒体含む）及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。<br>③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。<br>④地方税の事務に従事している者又は従事していたものは、これらの業務に関して知り得た秘密を漏えい等した場合においては、厳罰とされている。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | | |
| 宛名システム等における措置の内容 | | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②システム改修・データ連携を開始する前に、大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①事務に必要な情報項目（大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審査会への報告を行った項目）のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②システム改修・データ連携を開始する前に、大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定め実施している。<br>④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 |
| その他の措置の内容 | | － |
| リスクへの対策は十分か | | ［　十分である　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | | |
| ユーザ認証の管理 | | ［　行っている　］　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。<br>②離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロック又はログオフをしなければならないルールを定め実施している。<br>③自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。<br>④パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。<br>⑤職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報（顔情報）及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。<br>②無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。 |

| | | |
|---|---|---|
| アクセス権限の発効・失効の管理 | | [　行っている　] <選択肢><br>1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①職員の異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課にて同課が管理する認証基盤に設定する。<br>②非常勤職員、委託職員の権限は、業務主管課の申請によりシステム管理者が審査・承認し、交付している。そのアクセス権限は、委託業務の内容により制限されている。<br>③人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定（ユーザID及びユーザIDと紐づけられた生体情報と暗証番号による認証）を行い、利用できる操作者を限定している。 |
| アクセス権限の管理 | | [　行っている　] <選択肢><br>1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①職員の異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課にて同課が管理する認証基盤に設定する。<br>②非常勤職員、委託職員の権限は、業務主管課の申請によりシステム管理者が審査・承認し、交付している。そのアクセス権限は、委託業務の内容により制限されている。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定（ユーザーID及びユーザーIDと紐づけられた生体情報と暗証番号による認証）を行い、利用できる操作者を限定している。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | | [　記録を残している　] <選択肢><br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①申請書等は、収受処理後、種類、収受日ごとに整理し、適切に管理された鍵のかかる書庫に保管している。<br>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 |
| その他の措置の内容 | | － |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | 【システム以外】<br>（全般）システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。<br>①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定め実施している。<br>②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定め実施している。<br>・対象情報システムは、収納業務以外の目的には使用しない。<br>・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止する。<br>・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。<br>・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書（臨時職員にあたっての確認書）を署名・捺印してもらっている。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定め実施している。<br>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受けるルールを定め実施している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。<br>②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定め実施している。<br>③システム運用・保守の外部委託先（IDC受託事業者）に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定め実施している。 |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | | [　　制限している　　]　＜選択肢＞<br>1）制限している　　2）制限していない |
| | 具体的な制限方法 | 【システム以外】<br>①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。また、作業者については、生体情報の登録の同意書の提出を義務付けている。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①委託作業内容ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | | [　　記録を残している　　]　＜選択肢＞<br>1）記録を残している　　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①委託事業者が派遣する作業員全員に生体情報の登録を義務付けている。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①個人（ID）と生体情報の組み合わせにより作業者を特定し、操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 |
| 特定個人情報の提供ルール | | [　　定めている　　]　＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| | 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。<br>②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 |
| | 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定め実施している。<br>②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 |
| 特定個人情報の消去ルール | | [　　定めている　　]　＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| | ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定め実施している。 |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | | [　　定めている　　]　＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| | 規定の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。<br>②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 |

| | | |
|---|---|---|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない 4）再委託していない |
| 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者（納税課長）に提出し、承認を得なければならないルールを定め実施している。<br>②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |

| | | |
|---|---|---|
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | **[ ○ ] 提供・移転しない** | |
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [ ] | <選択肢><br>1）記録を残している 2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [ ] | <選択肢><br>1）定めている 2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] | <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] | <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] | <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。<br>②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>③申請書・届書等の様式について、申請者・届出者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。<br>④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①税務システムに個人住民税課税台帳に必要な情報以外は登録できないよう対策している。<br>②庁内からの個人住民税課税台帳の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。<br>③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報連携機能上で情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照合が必要な仕組みになっている。<br>　これにより番号法で定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑥どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。<br>・自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない。また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。<br>・パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。<br>・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。<br>②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。<br>③パーソナルファイアウォール及びウィルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS（侵入検知システム）、WAF（Webアプリケーションファイアウォール）、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアへの対策を講じている。<br>④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。<br>・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①受付時に、届出書に誤りが無いか、届出者に確認している。<br>②申請書・届書等の帳票類については、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に一定期間保管する。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①入力については操作記録（ログ）を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>②操作記録（ログ）を必要に応じて、収納情報等の入力・訂正・削除を行った対象者一覧を作成し、入力内容の再確認に利用している。<br>③情報連携機能では、情報連携主務省令第2条表に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。<br>④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。<br>⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。<br>②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断をしている。<br>③窓口にて記載された申請書・届書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って適切に管理された鍵で施錠し保管している。<br>④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。<br>⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付ける。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。<br>②アクセスできる端末をシステム設定により限定している。<br>③特定の職員と委託従事者のみ操作可能としている。<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑥税務システムのネットワークは、外部インターネット環境とは物理的に隔離された環境にある。<br>⑦回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。<br>⑧職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。<br>④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。<br>⑤特に、中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムから配信される情報（照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報）に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、本稼動前に動作検証を実施する。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。<br>④どのユーザまたは既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。<br>⑤情報提供ネットワークシステムから配信される情報（照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報）に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。<br>　また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。<br>②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認していることで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。<br>③万が一内容に誤りがあった場合は、職権により収納情報を作成・修正することで対応している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、誤った相手に特定個人情報を提供・移転することを防いでいる。<br>②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している<br>③情報提供ネットワークシステムから配信される情報（照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報）に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [ 政府機関ではない ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | 【システム以外】<br>①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。<br>・私物等の使用禁止<br>・持ち出し禁止<br>・適切で管理された鍵で施錠できる書庫等での保管<br>・使用管理簿による管理<br>※特定個人情報を取り扱う機器で使用できる区民情報系ネットワークは、内部情報系・外部接続系のネットワークから分離されており、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。<br>②収納管理関係書類等は、適切に管理された鍵で施錠保管等の安全管理措置を講じている。<br>③端末等は、以下の物理的対策を講じている。<br>・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。<br>④認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「 6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。 | |
| ⑥技術的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | 【システム以外】<br>①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定め実施している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの更新及びウィルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。 | |
| ⑦バックアップ | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | <選択肢><br>1）発生あり 2）発生なし |
| その内容 | － | |
| 再発防止策の内容 | － | |
| ⑩死者の個人番号 | [ 保管している ] | <選択肢><br>1）保管している 2）保管していない |
| 具体的な保管方法 | 生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。 | |

| | |
|---|---|
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定め実施している。（システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。）<br>②賦課決定後に修正が発生した場合の、手入力によるデータ更新手順を定め実施している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。<br>②保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄（ディスクから消除）する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [　定めている　] ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| 手順の内容 | 【システム以外】<br>①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。<br>②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定め実施している。<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄（ディスクから消除）する。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。 | |

# Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 4. 滞納管理台帳ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証等）の提示を求め、確認を徹底する。<br>③代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。<br>④個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示を求め確認を徹底する。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①本人又は本人の代理人、国税庁及び市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて国税庁及び市区町村としか繋がっていないことから、国税庁及び市区町村から送信される情報以外は入手できない。<br>②市区町村から送信された情報に記載された提出先により、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>④滞納管理システムのデータは、税務システムから入手している情報で作成され、必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない。<br>【eLTAXシステム】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。<br>③個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示を求め確認する。<br>④窓口及び区民情報系基盤システムからの特定個人情報入手の手順等についてはセキュリティ研修を通じて全職員に適切な対応方法を周知徹底している。<br>⑤国税庁、市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認している。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②滞納管理システムから他のシステムへ直接アクセスすることができない。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 【システム以外】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。<br>③個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示の求め、確認を徹底する。<br>④国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>⑤地方税外部連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口でマイナンバーカードと顔写真入り身分証明書（運転免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号カード及び個人番号確認書類等の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。<br>③国税連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。（提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①税務システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携されたものである。<br>②個人番号とその他識別番号（内部番号）を利用し、複合的なチェックを行う。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【システム以外】<br>①滞納整理関係書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。<br>②国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられている。<br>③地方税外部連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村に委ねられている。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>③個人番号とその他識別番号（内部番号）を利用し、複合的なチェックを行う。 |
| その他の措置の内容 | － |

| | |
|---|---|
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①滞納整理関係書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。<br>②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体（外部記録媒体含む）及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。<br>③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。<br>④地方税の事務に従事している者又は従事していたものは、これらの業務に関して知り得た秘密を漏えい等した場合においては、厳罰とされている。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>③滞納管理システムから他のシステムへ直接アクセスすることができない。<br>【eLTAXシステム】<br>①国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>②市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、市区町村から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>③国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②システム改修・データ連携を開始する前に、大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br>④国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、滞納管理システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①事務に必要な情報項目（大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審査会への報告を行った項目）のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。<br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。<br>②システム改修・データ連携する項目は大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告を行っている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定め実施している。<br>④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br>⑤審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①滞納管理システムは税務システムのみデータ連携が可能である。<br>②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | ［　行っている　］　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。<br>②離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロック又はログオフをしなければならないルールを定め実施している。<br>③自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。<br>④パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。<br>⑤職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。<br>⑥審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。<br>⑦審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報（顔情報）及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。<br>②無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。<br>【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の利用には、生体認証（顔認証）、ID及びパスワードによる認証機能を設けている。<br>②審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得している。 |

| | | |
|---|---|---|
| アクセス権限の発効・失効の管理 | | [　行っている　] <選択肢><br>1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①設定されたアクセス権限が適切であるかアクセス権限一覧表等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。<br>②人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。<br>③国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。<br>　また、権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 |
| アクセス権限の管理 | | [　行っている　] <選択肢><br>1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【システム以外】<br>①設定されたアクセス権限が適切であるかアクセス権限一覧表等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。<br>②アクセス権限の管理として、利用されていないユーザIDが放置されないよう、定期的に点検している。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | | [　記録を残している　] <選択肢><br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①滞納管理システムから発行された照会文書は、自動的に記録される仕様となっている。また、照会後の書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。<br>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。<br>【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得している。 |
| その他の措置の内容 | | － |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | 【システム以外】<br>（全般）システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。<br>①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定め実施している。<br>②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定め実施している。<br>・対象情報システムは、収納業務以外の目的には使用しない。<br>・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止する。<br>・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。<br>・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書（臨時職員にあたっての確認書）を署名・捺印してもらっている。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定め実施している。<br>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受けるルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | [　　]委託しない |
|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | |
| 情報保護管理体制の確認 | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。<br>②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定め実施している。<br>③システム運用・保守の外部委託先（IDC受託事業者）に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定め実施している。<br>④国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。<br>⑤地方税共同機構は、ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第151号）」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されている。<br>⑥毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [　制限している　] <選択肢><br>1）制限している　2）制限していない |
| 具体的な制限方法 | 【システム以外】<br>①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。また、作業者については、生体情報の登録の同意書の提出を義務付けている。<br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①委託作業内容ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [　記録を残している　] <選択肢><br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①委託事業者が派遣する作業員全員に生体情報の登録を義務付けている。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）と生体情報の組み合わせにより作業者を特定し、操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 |
| 特定個人情報の提供ルール | [　定めている　] <選択肢><br>1）定めている　2）定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。<br>②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定め実施している。<br>②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 |
| 特定個人情報の消去ルール | [　定めている　] <選択肢><br>1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定め実施している。 |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　定めている　] <選択肢><br>1）定めている　2）定めていない |
| 規定の内容 | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。<br>②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 |

| | | |
|---|---|---|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない　4）再委託していない |
| | 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者（納税課長）に提出し、承認を得なければならないルールを定め実施している。<br>②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。 |
| その他の措置の内容 | | - |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [　　]提供・移転しない |
|---|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [　　記録を残している　　]　＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 【システム以外】<br>①eLTAXシステムの場合は、システム以外での提供及び移転は行わない。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。<br>【eLTAXシステム】<br>①国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【システム以外】<br>①審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。<br>②国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。<br>③国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①生体認証（顔情報）及びパスワードによる認証を行っている。<br>②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>③個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。<br>④操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |

| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、作業者と承認者のアカウントを分けることでダブルチェックを徹底している。<br>なお、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ○ ] 接続しない（入手） [ ○ ] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [ 政府機関ではない ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | 【システム以外】<br>①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。<br>・私物等の使用禁止<br>・持ち出し禁止<br>・適切で管理された鍵で施錠できる書庫等での保管<br>・使用管理簿による管理<br>※特定個人情報を取り扱う機器で使用できる区民情報系ネットワークは、内部情報系・外部接続系のネットワークから分離されており、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。<br>②滞納整理関係書類等は、適切に管理された鍵で施錠保管等の安全管理措置を講じている。<br>③端末等は、以下の物理的対策を講じている。<br>・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。<br>④認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「 6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。 | |
| ⑥技術的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | 【システム以外】<br>①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定め実施している。<br>②認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「 6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。<br><br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの更新及びウィルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。 | |
| ⑦バックアップ | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | <選択肢><br>1）発生あり 2）発生なし |
| その内容 | － | |
| 再発防止策の内容 | － | |
| ⑩死者の個人番号 | [ 保管している ] | <選択肢><br>1）保管している 2）保管していない |
| 具体的な保管方法 | 生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。 | |
| その他の措置の内容 | － | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定め実施している。<br>②システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定め実施している。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。<br>③納付交渉や財産調査のために帳票の出力記録は、自動で日時を取得し、随時追加されていく。<br>④eLTAXシステムで受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。<br>【区民情報系システム(滞納)等】<br>①滞納管理システムは税務システムと連携しており、情報に異動があった場合は更新処理を行っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、資料を廃棄(ディスクから削除)する。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [ 定めている ] ＜選択肢＞<br>1) 定めている 2) 定めていない |
| 手順の内容 | 【システム以外】<br>①基準に基づき、会計年度ごとに保存し、保存年限を経過したものは定期的に溶解処理を行っている。<br>②個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため、徴収後、不能欠損後5年を経過したデータについて、手動によるデータ削除を行う。<br>③審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する職員が手作業でデータを消去する。<br>【区民情報系システム(滞納)等】<br>①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、資料を廃棄(ディスクから削除)する。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。 | |

## Ⅳ　その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | | |
|---|---|---|
| ①自己点検 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的なチェック方法 | 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル<br>①大田区のセキュリティ対策において毎年度の自己点検を実施している。<br>・実施計画の立案<br>・自己点検の実施<br>・点検結果の報告<br>・結果に基づく改善 | |
| ②監査 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な内容 | 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル<br>①大田区のセキュリティ対策において毎年または必要に応じての監査を実施している。<br>・監査計画の立案<br>・.委託先に係る監査<br>・.監査結果への対応<br>・.監査結果の保管 | |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル<br>①毎年、大田区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、必要のない情報にアクセスしないなどの教育をすることでセキュリティ意識を高めている。 | |
| 3. その他のリスク対策 | | |
| 安全性の危殆化に対応するため、「大田区セキュリティ事故対応チーム」を設置し、インシデント発生時の迅速な対応を整える。 | | |

# Ⅴ　開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14<br>・区民部　課税課　電話：03-5744-1193：<br>（「Ⅰ.1.②事務の内容欄」の「個人住民税賦課関係事務」「軽自動車税賦課関係事務」「証明書発行関係事務」にかかるもの）<br>・区民部　納税課　電話：03-5744-1199：<br>（「Ⅰ.1.②事務の内容欄」の「収納管理関係事務」「滞納整理関係事務」にかかるもの） |
| ②請求方法 | 原則として本人が、区で定めた様式に必要事項を記載し、上記請求先に提出する。なお、提出時は、本人であることの確認（運転免許証、パスポート等の提示による）を実施している。 |
| 特記事項 | ― |
| ③手数料等 | ［　　無料　　］　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料<br>（手数料額、納付方法：　　） |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | ［　　行っている　　］　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、3. 臨時運行許可台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル（システムファイル）、5. 収納管理台帳ファイル(システムファイル)、6. 預金差押管理ファイル、7. 給与差押管理ファイル、8. 交付要求管理ファイル、9. 年金差押管理ファイル、10. 税務署調査対象者リストファイル、11. 携帯電話調査情報管理ファイル、12. 差押書類出力情報管理ファイル、13. 国税還付金差押対象者リストファイル、14. 新年度引継ぎ準備情報リストファイル、15. 不能欠損関係情報ファイル、16. 納期特例受付一覧ファイル、17. 納期特例解除一覧ファイル、18. 特別徴収分督促・催告引抜対象者情報ファイル、19. 各期督促状手作成対象者一覧ファイル、20. 年次分配株還付口座振替対応情報ファイル、21. 配当割、株式譲渡所得割還付対象者一覧ファイル、22. 還付・充当等通知発行一覧情報ファイル、23. 口座受付管理簿ファイル、24. 還付口座届出依頼送付先一覧ファイル、25. 収納金過不足状況一覧データファイル、26. 公金振替内訳書ファイル |
| 公表場所 | 大田区役所本庁舎2階　区政情報コーナー |
| ⑤法令による特別の手続 | ― |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | ― |

| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| ①連絡先 | 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14<br>・区民部　課税課　電話：03-5744-1193：<br>（「Ⅰ.3特定個人情報ファイル」欄の1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル）<br>・区民部　納税課　電話：03-5744-1199：<br>（「Ⅰ.3特定個人情報ファイル」欄の3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル） |
| ②対応方法 | 問合せを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。 |

# Ⅵ　評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | 令和7年10月8日 |
| ②しきい値判断結果 | ［　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施） |
| **2. 国民・住民等からの意見の聴取** | |
| ①方法 | 大田区特定個人情報保護評価及び第三者点検委員会事務処理要領に基づいて、意見聴取を行う。 |
| ②実施日・期間 | 【1回目】平成27年4月13日～平成27年5月12日<br>【2回目】平成30年2月1日～平成30年3月2日<br>【3回目】令和3年10月4日～令和3年11月2日 |
| ③期間を短縮する特段の理由 | 期間短縮は行っていない。 |
| ④主な意見の内容 | 意見は寄せられなかった。 |
| ⑤評価書への反映 | － |
| **3. 第三者点検** | |
| ①実施日 | 【1回目】一次点検：平成27年3月26日、二次点検：平成27年5月18日<br>【2回目】二次点検：平成30年3月12日<br>【3回目】一次点検：令和3年9月3日、二次点検：令和3年12月8日 |
| ②方法 | 大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会にて点検を行った。 |
| ③結果 | 別紙「意見対応一覧」に記入。 |
| **4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】** | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

（別添3）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年10月8日 | Ⅰ 基本情報<br>（別添1）事務の内容 | | 申告方法の追加等に伴う図の見直し | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報 ⑥事務担当部署 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域力推進部特別出張所 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域未来創造部特別出張所 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体 使用部署 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課 地域力推進部特別出張所、企画経営部情報政策課 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課 地域未来創造部特別出張所、企画経営部情報政策課 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託<br>委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | ［〇］電子記録媒体（フラシュメモリを除く。） | ［ ］電子記録媒体（フラシュメモリを除く。） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託<br>委託事項4 ⑥委託先名 | 株式会社アイネスリレーションズ | キャリアリンク株式会社 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先5 ⑥提供方法 | ［〇］電子記録媒体（フラシュメモリを除く。） | ［ ］電子記録媒体（フラシュメモリを除く。） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所 | ・データセンター及び庁舎内で入退室管理が行われており、データセンターでは生体認証機能による入退室管理を実施している。<br>・申告書等の個人情報が記載された資料（紙及び電子媒体）については鍵付の書庫に保管している。 | ①サーバ等はクラウド（以降、ガバメントクラウドを含む）事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。<br>③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。<br>④申告書等の個人情報が記載された資料（紙及び電子媒体）については鍵付の書庫に保管している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル（eLTAX）】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先4 ⑦時期・頻度 | 特別徴収税額通知 年1回 | 特別徴収税額の決定及び変更がある都度 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報④記録される項目<br>その妥当性 | 個人番号：略<br>その他識別情報（内部番号）：略<br>基本4情報：略<br>以下、省略 | 個人番号：略<br>その他識別情報（内部番号）：略<br>基本5情報：略<br>以下、省略 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報⑥事務担当部署 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域力推進部特別出張所 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域未来創造部各特別出張所 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用①<br>入手元 | 評価実施機関内の他部署（地域力推進部各特別出張所） | 評価実施機関内の他部署（地域未来創造部各特別出張所） | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用③<br>入手の時期・頻度 | 〇個別的に入手する事務<br>（中略）<br>※上記の取り扱いは、地方税法第463条の19及び大田区特別区条例第43条による。 | 〇個別的に入手する事務<br>（中略）<br>※上記の取り扱いは、地方税法第463条の19及び大田区特別区税条例第43条による。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用⑦<br>使用の主体・使用部署 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課 地域力推進部特別出張所、企画経営部情報政策課 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課 地域未来創造部特別出張所、企画経営部情報政策課 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年10月8日 | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所 | ・データセンター及び庁舎内で入退室管理が行われており、データセンターでは生体認証機能による入退室管理を実施している。<br>・申告書等の個人情報が記載された資料（紙及び電子媒体）については鍵付の書庫に保管している。 | ①サーバ等はクラウド（以降、ガバメントクラウドを含む）事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。<br>③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。<br>④申告書等の個人情報が記載された資料（紙及び電子媒体）については鍵付の書庫に保管している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>その妥当性 | ○個人番号、その他の識別情報：略<br>○連絡先等情報：略<br>○業務関係情報 | ○個人番号、その他の識別情報：略<br>○5情報：略<br>○業務関係情報<br>○地方税関係情報：個人住民税の賦課情報を管理・保有する。<br>○年金関係情報：年金特別徴収の賦課情報を管理・保有する。<br>○振替・振込口座情報：納税義務者から適切に収納するために保有する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>⑥事務担当部署 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域力推進部特別出張所 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域未来創造部各特別出張所 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域力推進部特別出張所、企画経営部情報政策課 | 区民部課税課・納税課・戸籍住民課、地域未来創造部特別出張所、企画経営部情報政策課 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>その妥当性 | ○略<br>○連絡先等情報：対象となる本人への督促・催告、還付・充当等通知に利用するため保有する。<br>○業務関係情報<br>・地方税関係情報：滞納整理の根拠情報となる課税情報及び収納情報を保有する。 | ○略<br>○5情報、連絡先、その他住民票関係情報：対象となる本人への督促・催告、還付・充当等通知に利用するため保有する。<br>○国税関係情報、地方税関係情報、納付交渉情報、財産情報、滞納処分情報：滞納整理の根拠情報となる課税情報及び収納情報を保有する。<br>○生活保護・社会福祉関係情報：滞納処分の執行停止に係る判定を行うために保有（参照）する。<br>○雇用・労働関係情報、年金情報、納付交渉情報、財産情報、滞納処分情報：滞納処分の執行に利用するために保有する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>⑥事務担当部署 | 大田区　区民部　納税課 | 区民部納税課 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元 | 民間事業者（給与支払い者、年金支払者、金融機関等） | 民間事業者（給与支払者、年金支払者、金融機関等） | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手の時期・頻度 | （1）定期的に入手<br>【税務システムからの連携により入手】<br>　個人住民税課税台帳ファイル情報：賦課決定時及びファイル情報の変更時　毎日<br>　軽自動車税台帳ファイル情報：賦課決定時及びファイル情報の変更時　毎日<br>　収納管理台帳ファイル情報：ファイル情報変更時　毎日<br>【福祉システムからの連携により入手】<br>　生活保護・福祉関係情報：月初め　月1回<br><br>（2）個別的に入手<br>　雇用・労働関係情報：調査の都度<br>　年金関係情報：調査の都度<br>　財産情報：調査の都度<br>　納付交渉情報：交渉の都度<br>　滞納処分情報：処分の都度 | （1）定期的に入手<br>【税務システムからの連携により入手】<br>　個人住民税課税台帳ファイル情報：賦課決定時及びファイル情報の変更時　毎日<br>　軽自動車税台帳ファイル情報：賦課決定時及びファイル情報の変更時　毎日<br>　収納管理台帳ファイル情報：ファイル情報変更時　毎日<br>【区民情報系基盤システムからの連携により入手】<br>　住民異動情報：異動の都度　毎日<br>【福祉システムからの連携により入手】<br>　生活保護・福祉関係情報：月初め　月1回<br><br>（2）個別的に入手<br>　雇用・労働関係情報：調査の都度<br>　年金関係情報：調査の都度<br>　財産情報：調査の都度<br>　納付交渉情報：交渉の都度<br>　滞納処分情報：処分の都度 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体<br>使用部署 | 大田区　区民部納税課　企画経営部情報政策課 | 区民部納税課、企画経営部情報政策課 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法<br>情報の突合 | 入手した情報を登録する際、次に示した情報をキーとしてシステムに登録されている情報と突合し、処理を行う。<br>・宛名番号を利用する。<br>・宛名番号による突合ができない場合は、個人番号を利用する。<br>・宛名番号、個人番号による突合ができない場合は、氏名・住所・生年月日・性別の4情報を利用する。<br>※宛名番号とは、大田区が行政サービスの対象に付番する重複しない内部システム専用の独自識別番号である。 | 入手した情報を登録する際、次に示した情報をキーとしてシステムに登録されている情報と突合し、処理を行う。<br>・宛名番号を利用する。<br>・宛名番号による突合ができない場合は、個人番号を利用する。<br>・宛名番号、個人番号による突合ができない場合は、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所の5情報を利用する。<br>※宛名番号とは、大田区が行政サービスの対象に付番する重複しない内部システム専用の独自識別番号である。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【事前の手続等】<br>①（略）<br>②（略）<br>【システム】<br>（略） | 【事前の手続等】<br>①（略）<br>②（略）<br>③大田区ホームページ等で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、正確な情報の入力を促す。<br>【システム】<br>（略） | 事前 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【窓口等】<br>①から⑥まで　（略）<br>【システム】<br>（略） | 【窓口等】<br>①から⑥まで　（略）<br>⑦電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>【システム】<br>（略） | 事前 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 【窓口等】<br>①及び②　（略） | 【窓口等】<br>①及び②　（略）<br>③電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 | 事前 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【窓口等】<br>①から③まで（略）<br>【システム】<br>（略） | 【窓口等】<br>①から③まで（略）<br>④　電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>【システム】<br>（略） | 事前 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【事前の手続等】<br>①から⑥まで（略）<br><br>【システム】<br>（略） | 【事前の手続等】<br>①から⑥まで（略）<br>⑦マイナポータル申請管理への接続は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>【システム】<br>（略） | 事前 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | 【システム】<br>①（略）<br>②アクセスできる端末をシステム設定により限定している。<br>③から⑦　（略） | 【システム】<br>①　（略）<br>②アクセスできる端末をネットワークシステムの設定により限定している。<br>③から⑦　（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【事前の手続等】<br>①略<br>【窓口等】<br>①略<br>②略<br>③窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行えないルールを定めている<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略<br>③略 | 【事前の手続等】<br>①略<br>【窓口等】<br>①略<br>②略<br>③窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行えないルールを定めている。<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略<br>③略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【事前の手続等】<br>①略<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略<br>③略 | 【事前の手続等】<br>①略<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略<br>③略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 【窓口等】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（免許証、パスポート等）、または、複数の官公庁発行の資格証等）の提示を求め、確認する。<br>②略<br>③略<br>④略 | 【窓口等】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（免許証、パスポート等）、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。<br>②略<br>③略<br>④略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【窓口等】<br>①略<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号カード及び個人番号確認書類等の本人確認書類の提示を求め個人番号の真正性を確認する。<br>③略 | 【窓口等】<br>①略<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号カード及び個人番号確認書類等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。<br>【システム】<br>①略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【窓口等】<br>①略<br>②個人番号以外のその他識別番号（内部番号）、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）により複合的チェックを行う。<br>【システム】<br>①略<br>②略 | 【窓口等】<br>①略<br>②個人番号以外のその他識別番号（内部番号）、5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）により複合的チェックを行う。<br>【システム】<br>①略<br>②略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録 | 【事前の手続等】<br>①略<br>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。<br><br>【システム】<br>①略<br>②略 | 【事前の手続等】<br>①略<br>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。<br><br>【システム】<br>①略<br>②略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託<br>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | ①略<br>②略 | 【事前の手続等】<br>①略<br>【システム】<br>①略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【事前の手続き等】<br>①略<br>【窓口等】<br>①略<br>②略<br>③略<br>④略<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略 | 【事前の手続き等】<br>①略<br>【窓口等】<br>①略<br>②略<br>③略<br>④略<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【事前の手続き等】<br>①略<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略<br>③略 | 【事前の手続き等】<br>①略<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略<br>③略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【窓口等】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（免許証、パスポート等）、または、複数の官公庁発行の資格証等）の提示を求め、確認する。<br>②略<br>③略<br>④略<br>⑤略<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略 | 【窓口等】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（免許証、パスポート等）、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。<br>②略<br>③略<br>④略<br>⑤略<br>【システム】<br>①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>②略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 【窓口等】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（免許証、パスポート等）、または、複数の官公庁発行の資格証等）の提示を求め、確認する。<br>②略<br>③略<br>④略 | 【窓口等】<br>①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書（免許証、パスポート等）、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。<br>②略<br>③略<br>④略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【窓口等】<br>①略<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号カード及び個人番号確認書類等本人確認書類の提示を求め個人番号の真正性を確認する。<br>【システム】<br>①略<br>②略 | 【窓口等】<br>①略<br>②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号カード及び個人番号確認書類等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。<br>【システム】<br>①略<br>②略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>宛名システム等における措置の内容 | ①収納支援システムは税務システムから連携データを取得しており、宛名システム等（区民情報系基盤システム）とは接続しない。 | 【事前の手続等】<br>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。<br>②システム改修・データ連携を開始する前に、情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。<br>③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br><br>【システム】<br>①事務に必要な情報項目（情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審査会への報告を行った項目）のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 【事前の手続等】<br>①略<br>③略<br>③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br>【システム】<br>①略<br>②略 | 【事前の手続等】<br>①略<br>②略<br>③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。<br>④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。<br>【システム】<br>①略<br>②略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（変更前後でリスクが変わらないため） |
| 令和7年10月8日 | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録 | 【事前の手続等】<br>①略<br>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。<br><br>【システム】<br>①略<br>②略 | 【事前の手続等】<br>①略<br>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。<br><br>【システム】<br>①略<br>②略 | 事後 | 重要な変更にあたらない（軽微な修正） |
| 令和7年10月8日 | 別紙2−1_事務の概要（軽自動車税）④⑤ | ④委託先より提供したデータの返却を受け、通知書を受領する。<br>　納税通知書が宛先不明で返戻された場合は、現住所の照会を転出先や本籍地の自治体などに書面にて行うことに加え、住民基本台帳ネットワークシステムにて行う（②）。（地方税法第20条の11）（住民基本台帳法別表第二　2の2項）<br>⑤納税者に対し、納税通知書（税額決定通知書）を送付する。 | ④委託先より提供したデータの返却を受け、通知書を受領する。<br>⑤納税者に対し、納税通知書（税額決定通知書）を送付する。納税通知書が宛先不明で返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて行う（②）。（地方税法第20条の11）（住民基本台帳法別表第二　2の2項） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | 別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」 提供先26③提供する情報 | 個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年10月8日 | Ⅳ　評価実施手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日 | 令和5年6月16日 | 10月31日 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書見直しによる再実施） |
| | Ⅰ 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム4　国税連携システム（eLTAX） | 国税庁のe-Taxに申告された…（略）<br>1　国税連携データ管理機能<br>　①確定申告書等データ、法定調書データ（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）を…（略）<br>　②扶養是正情報等データを国税庁に送付する。<br><br>2　団体間回送機能<br>　①市区町村間で、確定申告書等データを送信・受信する。 | 国税庁のe-Taxに申告された…（略）<br>1　国税連携データ管理機能<br>　①確定申告書等データ、法定調書データ（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん等）を…　（略）<br><br>2　国税・地方税間照会データ管理<br>　①国税と市区町村間で照会データの送受信を行う。<br><br>3　団体間回送機能<br>　①市区町村間で確定申告書等データの送受信を行う。<br>　②国税庁へ扶養是正等データの送信を行う。<br><br>4　住民登録外課税通知送受信機能<br>　①市区町村間で住民登録外課税通知の送受信を行う。 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | Ⅰ 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム7 | 追加 | 通知IFS | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅰ 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム8 | 追加 | 地方税外部連携システム（eLTAX） | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | Ⅰ 基本情報<br>3. 特定個人情報ファイル名 | 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 個人住民税課税台帳ファイル（eLTAX）、3. 軽自動車管理台帳ファイル、<br>4. 収納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳ファイル | 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、<br>3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | Ⅰ 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる連携 | ＜情報参照ができる根拠法令＞<br>・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）<br>第8号<br>略<br>＜情報提供ができる根拠法令＞<br>略<br><br>1の項及び第3条（健康保険法関係）、<br>（中略）<br>53の項及び55条（公営住宅法関係）、<br><br>57の項及び第59条（私立学校教職員共済法関係）、<br>（中略）<br>108の項及び第110条（災害弔慰金の支給等に関する法関係）、<br><br>115の項及び第117条（高齢者の医療の確保に関する法律等係）、<br>（中略）<br>172の項及び第174条（高等学校等専攻科修学支援金の支給関係）、<br><br><br><br>173の項及び第175条（特定疾患治療研究事業実施関係） | ＜情報参照ができる根拠法令＞<br>・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）<br>第8号、第10号<br>略<br>＜情報提供ができる根拠法令＞<br>略<br><br>1の項及び第3条（健康保険法関係）、<br>（中略）<br>53の項及び第55条（公営住宅法関係）、<br>55の2の項及び第57条の2（出入国管理及び難民認定法関係）、<br>57の項及び第59条（私立学校教職員共済法関係）、<br>（中略）<br>108の項及び第110条（災害弔慰金の支給等に関する法関係）、<br>112の項及び第114条（雇用保険法関係）、<br>115の項及び第117条（高齢者の医療の確保に関する法律等係）、<br>（中略）<br>172の項及び第174条（高等学校等専攻科修学支援金の支給関係）、<br>172の2の項及び第174条の2（高校生等・新修学支援金の支給関係）、<br>172の3の項及び第174条の3（高校生等・新修学支援金の支給関係）、<br>173の項及び第175条（特定疾患治療研究事業実施関係） | 事前 | 重要な変更 |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>&<br>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br><br>※各項目共通 | | 「個人住民税課税台帳ファイル（eLTAX）」の記載を「個人住民税課税台帳ファイル」に転記（同じ記載内容を除く。）※概要、取扱い、リスク対策の内容に変更なし。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>&<br>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br><br>※各項目共通 | | 「審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）」の記載部分に、「地方税外部連携システム（eLTAX）」を追加 | 事前 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託の有無 | 5件 | 6件 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の記載箇所の見直しであり、委託件数は不変） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑥委託先名 | TOPPANエッジ株式会社 | TOPPAN株式会社 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項6 | 審査システム及び国税連携システム（eLTAX）サービス提供委託 | 地方税ポータルシステム（eLTAX）対応ASPサービス提供業務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>移転先3<br>②移転先における用途 | （第22項）大田区立シルバーピア条例による大田区立シルバーピアの管理に関する事務 | （第21項）大田区立シルバーピア条例による大田区立シルバーピアの管理に関する事務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>移転先4<br>②移転先における用途 | （第12項）重度身体障害者に対する住宅用防災機器の給付又は貸与に関する事務<br><br>（第13項）心身障害者に対する出張理髪券の支給に関する事務<br>（第14項）東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務<br>（第15項）東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務<br>（第16項）通所施設において障害福祉サービスを受ける者に対する当該サービスに係る利用者負担額の補助に関する事務<br>（第26項）番号法別表の21の項に規定する身体障害者福祉法による事務<br>（第31項）番号法別表の51の項に規定する知的障害者福祉法による事務<br>（第35項）番号法別表の117の項に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事務 | （第12項）心身障害者に対する出張理髪券の支給に関する事務<br>（第13項）東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務<br>（第14項）東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務<br>（第15項）通所施設において障害福祉サービスを受ける者に対する当該サービスに係る利用者負担額の補助に関する事務<br>（第25項）番号法別表の21の項に規定する身体障害者福祉法による事務<br>（第30項）番号法別表の51の項に規定する知的障害者福祉法による事務<br>（第34項）番号法別表の117の項に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>移転先6<br>②移転先における用途 | （第17項）生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務<br>（第18項）ひとり親家庭に対するホームヘルパーの派遣に関する事務 | （第16項）生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務<br>（第17項）ひとり親家庭に対するホームヘルパーの派遣に関する事務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>移転先8<br>②移転先における用途 | （第19項）大田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務<br>（第20項）大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務<br>（中略）<br>（第106項）児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務<br>（第155項）子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | （第18項）大田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務<br>（第19項）大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務<br>（中略）<br>（第106項）児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務<br>（第155項）子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>6．特定個人情報の保管・消去<br>②保管期間 | 地方税法上の個人住民税の更正期限は法定納期限の翌日から7年間であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。 | 課税資料等は地方税法上の個人住民税の更正期限である法定納期限の翌日から7年間保管する。サーバ別のデータ保管期間は以下のとおり。なお、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため一部法定納期限を超えた保管期間としている。<br>・大田区が管理するシステムのサーバ：20年以上※<br>・審査システム（eLTAX）の審査サーバ：10年※<br>・国税連携システム(eLTAX)の国税連携データ受信サーバ：7年未満 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2．基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>その必要性 | 軽自動車税（種別割）の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。 | 軽自動車税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。 | 事後 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2．基本情報<br>④記載される項目<br>その妥当性 | 個人番号：（略）<br>その他識別情報（内部番号）：個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する<br><br>以下省略 | 個人番号：（略）<br>その他識別情報（内部番号）：大田区において、個人を一意に識別するために独自の識別番号（以降、「宛名番号」とする。）を保有する<br><br>以下省略 | 事後 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3．特定個人情報の入手・使用<br>③入手の時期・頻度 | ○定期的に入手する事務<br>・軽自動車…（略）…運輸支局の窓口にて収受した軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）を、（中略）の場合は2日に1回程度。<br><br>○個別的に入手する事務<br>・原動機付自転車…（略）…軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書・軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書を収受する。入手の頻度は、随時。<br><br>（略）<br><br>※上記の取り扱いは、地方税法第463条の19及び大田区特別区税条例第43条による。 | ○定期的に入手する事務<br>・軽自動車…（略）…輸支局の窓口にて収受した軽自動車税申告書（報告書）を、（中略）の場合は2日に1回程度。<br><br>・納税義務者からの電子通知希望申請をLGWAN経由で受領する。入手の頻度は、随時。<br><br>○個別的に入手する事務<br>・原動機付自転車…（略）…軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書を収受する。入手の頻度は、随時。<br><br>（略）<br><br>※上記の取り扱いは、地方税法第452条及び大田区特別区税条例第43条による。 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3．特定個人情報の入手・使用<br>④入手に係る妥当性 | 地方税法第20条の11、第463条の19及び大田区特別区税条例第43条に基づき、軽自動車税（種別割）に係る異動通知を上記の入手方法・時期・頻度で入手する。 | 地方税法第20条の11、第452条、第747条の5の2及び大田区特別区税条例第43条に基づき、軽自動車税に係る異動通知を上記の入手方法・時期・頻度で入手する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3．特定個人情報の入手・使用<br>⑤本人への明示<br><br>※各項目共通 | 地方税法第463条の19、（略） | 地方税法第452条、（略） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3．特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法 | Ⅰ（略）<br>Ⅱ．当初課税<br>車両情報を基に納税義務者の特定を行い課税額の算出を行う。また、納税義務者の最新住所地に納税通知書を送付する。<br>Ⅲ．更正<br>申告書の訂正、修正申告、減免申請等により、税額の更正を行う。また、納税義務者の最新住所地に税額更正通知書を通知する。 | Ⅰ（略）<br>Ⅱ．当初課税<br>車両情報を基に納税義務者の特定を行い課税額の算出を行う。また、納税義務者に対して納税通知書を送付する。<br>Ⅲ．更正<br>申告書の訂正、修正申告、減免申請等により、税額の更正を行う。また、納税義務者に対して税額更正通知書を通知する。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（文言の精査） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2 | 軽自動車税（種別割）納税通知書など印字プログラム・用紙作成及び封入緘委託 | 軽自動車税納税通知書など印字プログラム・用紙作成及び封入緘委託 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>①委託内容 | 軽自動車税（種別割）の各種帳票作成、封入封緘、発送業務 | 軽自動車税の各種帳票作成、封入封緘、発送業務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑥委託先名 | TOPPANエッジ株式会社 | TOPPAN株式会社 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の範囲 | 軽自動車税（種別割）の課税対象者 | 軽自動車税の課税対象者 | 事後 | 重要な変更にあたらない（法改正による文言修正） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供先1<br>①法令上の根拠 | 地方税法第463条の19 | 地方税法第452条 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供先1<br>③提供する情報 | 廃車や名義変更などに伴う、軽自動車税（種別割）の所有者情報（住所・氏名・標識番号・車体番号など） | 廃車や名義変更などに伴う、軽自動車税の所有者情報（住所・氏名・標識番号・車体番号など） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供先1<br>⑥提供方法 | [　]その他（　　） | [○]その他（LGWAN） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供先2<br>②提供先における用途 | 警察や公安委員会の捜査のため、道路交通法などに違反した軽自動車税（種別割）の納税義務者の登録状況を確認する。 | 警察や公安委員会の捜査のため、道路交通法などに違反した軽自動車税の納税義務者の登録状況を確認する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供先2<br>③提供する情報 | 軽自動車税（種別割）の所有者情報（住所・氏名・標識番号・車体番号など） | 軽自動車税の所有者情報（住所・氏名・標識番号・車体番号など） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>②保管期間<br>その妥当性 | 地方税法上の軽自動車税（種別割）の賦課決定は、法定納期限の翌日から計算して3年を経過する前日までであるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。（地方税法第17条の5） | 地方税法上の軽自動車税の賦課決定は、法定納期限の翌日から計算して3年を経過する前日までであるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。（地方税法第17条の5）<br><br>・大田区が管理するシステムのサーバ：20年以上<br>　地方税法上の軽自動車税の賦課決定は法定納期限の翌日から3年を経過する前日までであるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>その必要性 | 個人住民税、軽自動車税（種別割）の納税義務者を… | 個人住民税、軽自動車税の納税義務者を… | 事後 | 重要な変更にあたらない（法改正による文言修正） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>主な記録項目　※<br>・連絡先情報 | [　]連絡先（電話番号等） | [○]連絡先（電話番号等） | 事後 | 重要な変更にあたらない（記載の追加） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>主な記録項目　※<br>・業務関係情報 | [　]障害福祉関係情報<br>[　]雇用・労働関係情報<br>[　]災害関係情報 | [○]障害福祉関係情報<br>[○]雇用・労働関係情報<br>[○]災害関係情報 | 事後 | 重要な変更にあたらない（記載の追加） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手の時期・頻度 | 項目追加 | ・法務省照会の都度 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>④入手に係る妥当性 | 項目追加 | 法務省への徴収金の納付し、又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する情報の提供のため。 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑤本人への明示 | 地方税法第9条…（略）…<br>、第463条の25（軽自動車税に係る督促）に…（略）…<br>大田区特別区税条例第34条の6（督促（区民税））、第41条（督促（種別割））に利用目的を明示している。 | 地方税法第9条…（略）…<br>、第458条（軽自動車税に係る督促）に…（略）…大田区特別区税条例第34条の6（督促（区民税））、第41条（督促（軽自動車税））に利用目的を明示している。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑥使用目的 | 項目追加 | (5)法務省への徴収金に関する情報提供を行うため。 | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑥委託先名 | アイング株式会社<br>株式会社イマージュ | 株式会社イマージュ | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供・移転の有無 | [ ]提供を行っている<br>(　　0)件 | [○]提供を行っている<br>(　　1)件 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供先1 | 項目追加 | 法務大臣 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所 | ・データセンター及び庁舎内で入退室管理が行われており、データセンターでは生体認証機能による入退室管理を実施している。<br>・口座振替依頼書等の申請書、届書類は、鍵付き書庫に保管している。 | ①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、又はISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。<br>③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、適切に管理された鍵で施錠管理されたラックに入れて保管する。<br>④口座振替依頼書等の申請書、届書類は、適切に管理された鍵で施錠された書庫に保管している。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>その妥当性 | 項目追加 | ○国又は地方団体間の収納照会のために保有する。 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手の時期・頻度 | (1)定期的に入手<br>略<br>(2)個別的に入手<br>略<br>　滞納処分情報:処分の都度 | (1)定期的に入手<br>略<br>(2)個別的に入手<br>略<br>　滞納処分情報:処分の都度<br>　国又は地方団体間の収納照会の都度 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑤本人への明示 | …、第463条の25(種別割に係る督促)、第463条27(種別割に係る滞納処分)に利用目的を明示している。 | …、第458条(軽自動車税に係る督促)、第460条(軽自動車税に係る滞納処分)に利用目的を明示している。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供・移転の有無 | [ ]提供を行っている<br>(　　0)件 | [○]提供を行っている<br>(　　1)件 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供先1 | 項目追加 | 国税庁、地方公共団体 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所 | ・庁舎内管理区域へは入室が許可され者のみに制限し、ICカード、生体認証又は入退室管理簿による入退室管理が行われている。<br>・徴収猶予等の申請書、財産等調査資料は鍵付きの書庫に保管している。 | 【大田区における措置】<br>①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、又はISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。<br>③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、適切に管理された鍵で施錠管理されたラックに入れて保管する。<br>④徴収猶予等の申請書、財産等調査資料は適切に管理された鍵で施錠された書庫に保管している。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>６．特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所 | 項目追加 | 【認定委託先事業者における措置】<br>審査システム（eLTAX）の審査サーバ及び国税連携システム(eLTAX)の国税連携データ受信サーバは、安全なデータセンターに収容されている。（サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証を行っている。）また、物理的には、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置されており、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定している。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>６．特定個人情報の保管・消去<br>②保管期間<br>その妥当性 | 個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。 | 個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。<br>なお、サーバ別のデータ保管期間は以下のとおり。<br>・大田区が管理するシステムのサーバ：20年以上※<br>・審査システム（eLTAX）の審査サーバ：10年※<br>・国税連携システム（eLTAX）の国税連携データ受信サーバ：７年未満 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>６．特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | 項目追加 | ・審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）のデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する課税課職員が手作業でデータを消去する。<br>・情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | 【各管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br><br>※各項目共通 | ※各措置の内容の区分見直し<br><br>【事前の手続等】【窓口等】【システム以外】<br><br>【システム】 | ※各措置の内容の区分見直し<br><br>【システム以外】<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br><br>【eLTAXシステム】<br><br>【各システム共通】 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2．特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2．特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2．特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>⑦地方税外部連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2．特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>⑧地方税外部連携システム（eLTAX）で大田区宛てに照会される情報は、照会回答を行う市区町村が、対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。（提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。 | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外（eLTAX）】<br>（略）<br>⑦地方税外部連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である市区町村に委ねられている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①～⑥（略）<br>⑦マイナポータル申請管理への接続は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br>項目追加 | 【システム以外】<br>①～⑥（略）<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br><br>【eLTAXシステム】<br>①～④　（略）<br>⑤マイナポータル申請管理への接続は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>ユーザ認証の管理 | 【システム以外】<br>＜顔認証＞<br>・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。<br>・離席時（略）<br>＜ID＞<br>・自己が（略）<br>＜パスワード＞<br>・パスワ（略）<br>・職員等（略） | 【システム以外】<br><br>①離席時…　（略）<br><br>②自己が…　（略）<br><br>③パスワ…　（略）<br>④職員等…　（略）<br>⑤審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。<br>⑥審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定め実施している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>アクセス権限の管理 | ②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 | 削除 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク<br>特定個人情報の提供・移転の記録 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク2：　不適切な方法で提供・移転が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム以外】<br>①通常のデータの提供・移転は庁内連携ネットワーク（区民情報系基盤システム）で行うことで不適切な方法を用いた提供・移転を軽減している。<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>項目追加 | 【システム以外】<br>①通常のデータの提供・移転は庁内連携ネットワーク（区民情報系基盤システム）のみで行っている。<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>④操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク3：　誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>（略）<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br><br>⑤どのユー…（略） | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑥どのユー…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br><br>（略）<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br><br>⑤税務シ…（略）<br>⑥回線は…（略）<br>⑦職員認…（略） | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑥税務シ…（略）<br>⑦回線は…（略）<br>⑧職員認…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク5：　不正な提供が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>①（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。<br><br>③どのユー…（略）<br>④特に、…（略） | 【区民情報系システム（税務）等】<br>①（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。<br><br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。<br>④どのユー…（略）<br>⑤特に、…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br><br><br>③どのユー…（略）<br>④情報提供…（略） | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。<br>④どのユー…（略）<br>⑤情報提供…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、地方税外部連携システム（eLTAX)は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて市区町村としか繋がっていないことから、市区町村から送信される情報以外は入手できない。<br>②市区町村から送信された情報に記載された提出先により、地方税外部連携システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①地方税外部連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【窓口等】<br>①及び②　略<br>③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）による<br>（以下省略）<br>④軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、個人情報が記載されている軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）は、<br>（以下省略）<br>⑤（略）<br><br>【システム】<br>①②　（略） | 【システム以外】<br>①及び②　略<br>③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税申告書（報告書）による<br>（以下省略）<br>④軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、個人情報が記載されている軽自動車税申告書（報告書）は、<br>（以下省略）<br>⑤（略）<br>⑥市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元である市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認している。<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①②　（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>③電子で入手する納税通知書等の電子通知希望申請はeLTAX(通知ポータル）にて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>④地方税外部連携システム（eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>④地方税外部連携システム（eLTAX)で大田区宛てに照会される情報は、照会回答を行う市区町村が、対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>⑤電子で入手する納税通知書等の電子通知希望申請はeLTAX(通知ポータル）本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>④地方税外部連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村に委ねられている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、市区町村から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から地方税外部連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>②地方税外部連携システム（eLTAX）で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。<br>③通知IFSへの接続は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>宛名システム等における措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>④地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>⑤地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>ユーザ認証の管理 | 【事前の手続等】<br>①<br>＜顔認証＞<br>・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。<br>・離席時（略）<br>＜ID＞<br>・自己が（略）<br>＜パスワード＞<br>・パスワ（略）<br>・職員等（略） | 【システム以外】<br><br><br><br>①離席時（略）<br><br>②自己が（略）<br><br>③パスワ（略）<br>④職員等（略）<br>⑤地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。<br>⑥地方税外部連携システム（eLTAX）の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定め実施している。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>アクセス権限の発効・失効の管理 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>③地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。<br>また、権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>アクセス権限の管理 | ②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 | 削除 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録 | 【事前の手続等】<br>（1）課税課長は、次の帳簿及び書類つづりを作成しなければならないルールを設けている。<br>①「特別区民税・都民税証明、軽自動車税（種別割）納税証明交付申請書」つづり<br>②「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」つづり<br>③「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」つづり<br>④「軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」つづり<br>⑤「軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（消滅用）、軽自動車（環境性能割・種別割）変更（転出）申告書」つづり<br>※戸籍住民課長及び各特別出張所長は、上記の帳簿及び書類のうち、①についてのみ作成する。<br>※①の書類は受付年月日順、②～④の書類は標識番号順、⑤の書類は処理年月日順につづって保管する。<br>（2）①は1年保存。②④は③⑤で廃車・消滅等の申告を受けるまで保存し、廃車・消滅等の申告を受けてから5年保存。<br>③⑤は5年保存。各つづりは施錠可能な保管庫にて保管している。<br><br>【システム】<br>①（略） | 【システム以外】<br>①課税資料等には、帳簿及び書類つづりを作成しなければならないルールを設けている。適切に管理された鍵で施錠可能な保管庫にて廃車・消滅等の申告を受けてから5年保存<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | 【事前の手続等】<br>①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。<br>②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。<br>③ICカード使用簿等に従事者及び作業内容を記録させ提出させている。<br><br>【システム】 | 【システム以外】<br>①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。<br>②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報の提供ルール | 【システム以外】<br>①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。<br>②委託先…　（略）<br>③定期的…　（略） | 【システム以外】<br><br><br><br>①委託先…　（略）<br>②定期的…　（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク<br>特定個人情報の提供・移転の記録 | 【事前の手続等】<br>（略）<br><br><br>【システム】<br>①現在システムを使用した情報提供は行っていない。 | 【システム以外】<br>（略）<br>※eLTAXの場合は、システム以外での提供及び移転は行わない。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①税務システムを使用した情報提供は行っていない。<br>②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク<br>特定個人情報の提供・移転に関するルール | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>③地方税外部連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク2：　不適切な方法で提供・移転が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【事前の手続等】<br>（略）<br><br>【システム】<br>①現在システムを使用した情報提供は行っていない。 | 【システム以外】<br>（略）<br>③地方税外部連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。<br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①税務システムを使用した情報提供は行っていない。<br>②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①地方税外部連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク3：　誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | 【事前の手続等】<br>①軽自動車税（種別割）の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。<br>②③（略）<br><br>【システム】<br>①現在システムを使用した情報提供は行っていない。 | 【システム以外】<br>①軽自動車税の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。<br>②③（略）<br>④地方税外部連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定め実施している。<br><br>【区民情報系システム（税務）等】<br>①税務システムを使用した情報提供は行っていない。<br>②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク3：　誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | 項目追加 | 【eLTAXシステム】<br>①地方税外部連携システム（eLTAX）を使用して、市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br><br>各措置の内容 | 記載追加 | ※eLTAX（地方税外部連携システム）は情報提供ネットワークシステムと接続しない。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br><br>（略）<br>④職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、目的外の特定個人情報の入手が行われることを制御している。個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br><br>⑤どのユー…（略） | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>④職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、目的外の特定個人情報の入手が行われることを制御している。個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑥どのユー…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>（略）<br><br><br><br>⑤税務シ…（略）<br>⑥回線は…（略）<br>⑦職員認…（略） | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑥税務シ…（略）<br>⑦回線は…（略）<br>⑧職員認…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【個人住民税課税台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（税務）等】<br>（略）<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>⑩死者の個人番号 | 【事前の手続等】<br>①生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。<br>※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当<br>【システム】<br>①生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。 | 生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【軽自動車税管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>（略）<br>③eLTAXシステムで受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【事前の手続等】<br>①個人情…（略）<br>【窓口等】<br>①大田区…（略）<br>②窓口で…（略）<br>③窓口に…（略）<br><br>【システム】<br>①組織及…（略）<br>②個人（ID）…（略）<br><br><br>③宛名番号…（略） | 【システム以外】<br>①個人情…（略）<br>②大田区…（略）<br>③窓口で…（略）<br>④窓口に…（略）<br><br>【区民情報系システム（収納）等】<br>①組織及…（略）<br>②個人（ID）…（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>④宛名番号…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【システム】<br>①組織及…（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br><br><br><br>③宛名番号…（略） | 【区民情報系システム（収納）等】<br>①組織及…（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br><br>④宛名番号…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【区民情報系システム（収納）等】<br>①②（略） | 【区民情報系システム（収納）等】<br>①②　（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【システム以外】<br>①②　（略） | 【システム以外】<br>①②　（略）<br>③個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示を求め確認する。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【システム】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br><br>②個人番号…（略） | 【区民情報系システム（収納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br><br>③個人番号…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（収納）等】<br>（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録 | 【システム】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br><br>②許可済みの…（略） | 【区民情報系システム（収納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br><br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。<br>③許可済みの…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（収納）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（収納）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | 項目追加 | 【区民情報系システム（収納）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>（略）<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br><br>⑤どのユーザ…（略） | 【区民情報系システム（収納）等】<br>（略）<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>⑥どのユーザ…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>（略）<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br><br>⑤税務シス…（略）<br>⑥回線は、…（略）<br>⑦職員認証…（略） | 【区民情報系システム（収納）等】<br>（略）<br>④個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。<br>⑥税務シス…（略）<br>⑦回線は、…（略）<br>⑧職員認証…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク5：　不正な提供が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>①（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>③どのユー…（略）<br>④特に、…（略） | 【区民情報系システム（税務）等】<br>①（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。<br>④どのユー…（略）<br>⑤特に、…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク<br>リスクに対する措置の内容容 | 【システム】<br>①（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>③どのユー…（略）<br>④情報提供…（略） | 【区民情報系システム（収納）等】<br>①（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。<br>④どのユー…（略）<br>⑤情報提供…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【収納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>⑤物理的対策 | ①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。<br>・私物等の使用禁止<br>・持ち帰り禁止<br>・鍵のついた書庫等での保管<br>・使用管理簿による管理<br>※特定個人情報を取り扱う機器のネットワークを分離し、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。<br>②滞納整理関係書類等の帳票類<br>・電子データ<br>・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。<br>③端末等は、以下の物理的対策を講じている。<br>・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。 | 【システム以外】<br>①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。<br>・私物等の使用禁止<br>・持ち出し禁止<br>・適切で管理された鍵で施錠できる書庫等での保管<br>・使用管理簿による管理<br>※特定個人情報を取り扱う機器で使用できる区民情報系ネットワークは、内部情報系・外部接続系のネットワークから分離されており、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。<br>②収納管理関係書類等は、適切に管理された鍵で施錠保管等の安全管理措置を講じている。<br>③端末等は、以下の物理的対策を講じている。<br>・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。<br>④認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「 6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【事前の手続等】<br>①個人情…（略）<br>【窓口等】<br>①窓口に…（略）<br>②代理人…（略）<br>③個人番号による本人確認の場合、別記（個人番号の真正性確認の措置）により行う。<br>④上記個…（略）<br>【システム】<br>①組織及…（略）<br>②個人（ID）…（略） | 【システム以外】<br>①個人情…（略）<br>②窓口に…（略）<br>③代理人…（略）<br>④個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示を求め確認する。<br>⑤上記個…（略）<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①組織及…（略）<br>②個人（ID）…（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 項目追加 | 【eLTAXシステム】<br>①本人又は本人の代理人、国税庁及び市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて国税庁及び市区町村としか繋がっていないことから、国税庁及び市区町村から送信される情報以外は入手できない。<br>②市区町村から送信された情報に記載された提出先により、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【システム】<br>①組織及…（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br>③収納支援…（略） | 【区民情報系システム（滞納）等】<br>①組織及…（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。<br>④収納支援…（略） | 事前 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 項目追加 | 【eLTAXシステム】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 | 事後 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【事前の手続き等】<br>①②　（略）<br>③個人番号による本人確認の場合、別記（個人番号の真正性確認の措置）により行う。<br>④上記個人番号による真正性の確認に際しては、大田区告示等の基準に従い実施する。<br>⑤窓口および　（略）<br><br>【システム】<br>①②　（略） | 【システム以外】<br>①②　（略）<br>③個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示を求め確認する。<br><br>④窓口及び　（略）<br>⑤国税庁、市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認している。<br><br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①②　（略）<br>③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 項目追加 | ⑤国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。<br>⑥地方税外部連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【事前の手続き等】<br>①～②　（略） | 【システム以外】<br>①～②（略）<br>③国税連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。（提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。） | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 項目追加 | 【システム以外】<br>①（略）<br>②国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられている。<br>③地方税外部連携システム（eLTAX）で市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村に委ねられている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【システム】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br><br>②個人番号…（略） | 【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。<br>③個人番号…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。<br><br>②収納支援…（略） | 【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br>③収納支援…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【eLTAXシステム】<br>①国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>②市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、市区町村から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。<br>③国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>宛名システム等における措置の内容 | 【事前の手続き等】<br>①～③（略）<br><br>【システム】<br>（略）<br><br>項目追加 | 【システム以外】<br>①～③（略）<br>④国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、滞納管理システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br><br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>（略）<br><br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 【事前の手続き等】<br>①～④略<br><br>【システム】<br>略<br><br>項目追加 | 【システム以外】<br>①～④略<br>⑤審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。<br><br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>略<br><br>【eLTAXシステム】<br>①他のシステムとの情報連携は行っていない。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>ユーザ認証の管理 | 【システム以外】<br>①～④略 | 【システム以外】<br>①～⑤略<br>⑥審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。<br>⑦審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定め実施している。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>ユーザ認証の管理 | 項目追加 | 【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の利用には、生体認証（顔認証）、ID及びパスワードによる認証機能を設けている。<br>②審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得している。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>アクセス権限の発効・失効の管理 | 【事前の手続き等】<br>①（略）<br>②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 | 【システム以外】<br>①略<br>②人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。<br>③国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。<br>　また、権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。 | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>アクセス権限の管理 | ②個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 | ②アクセス権限の管理として、利用されていないユーザIDが放置されないよう、定期的に点検している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録 | 【システム】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。<br><br>②許可済みの…（略） | 【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br><br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。<br>③許可済みの…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録 | 項目追加 | 【eLTAXシステム】<br>①審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得している。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 項目追加 | 【区民情報系システム（滞納）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【システム】<br>①（略）<br><br>②許可済み…（略） | 【区民情報系システム（滞納）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。<br>③許可済み…（略） | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>情報保護管理体制の確認 | 項目追加 | ④国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。<br>⑤地方税共同機構は、ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第151号）」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されている。<br>⑥毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | ①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。また、作業者については、生体情報の登録の同意書の提出を義務付けている。<br><br>②委託作業内容ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 | 【システム以外】<br>①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。また、作業者については、生体情報の登録の同意書の提出を義務付けている。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①委託作業内容ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | 項目追加 | 【区民情報系システム（滞納）等】<br>（略）<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない（評価書中の文言を統一） |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転 | [○]提供・移転しない | [　　]提供・移転しない | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク<br>特定個人情報の提供・移転の記録 | [　　]<br><br>※空欄 | [　記録を残している　] | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク<br>特定個人情報の提供・移転の記録<br>具体的な方法 | ※空欄 | 【システム以外】<br>①eLTAXシステムの場合は、システム以外での提供及び移転は行わない。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。<br>【eLTAXシステム】<br>①国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク<br>特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　]<br><br>※空欄 | [　定めている　] | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク<br>特定個人情報の提供・移転に関するルール<br>ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ※空欄 | 【システム以外】<br>①審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。<br>②国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。<br>③国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク<br>リスクへの対策は十分か | [　　]<br><br>※空欄 | [　十分である　] | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ※空欄 | 【システム以外】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①生体認証（顔情報）及びパスワードによる認証を行っている。<br>②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。<br>③個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。<br>④操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク<br>リスクへの対策は十分か | [　　]<br><br>※空欄 | [　十分である　] | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ※空欄 | 【システム以外】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定め実施している。<br>【区民情報系システム（滞納）等】<br>①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。<br>②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。<br>【eLTAXシステム】<br>①国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、作業者と承認者のアカウントを分けることでダブルチェックを徹底している。<br>　なお、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br>　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク<br>リスクへの対策は十分か | [　　]<br><br>※空欄 | [　十分である　] | 事前 | 重要な変更 |
| | 【滞納管理台帳ファイル】<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>⑤物理的対策 | ①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。<br>・私物等の使用禁止<br>・持ち帰り禁止<br>・鍵のついた書庫等での保管<br>・使用管理簿による管理<br>※特定個人情報を取り扱う機器のネットワークを分離し、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。<br><br>②滞納整理関係書類等の帳票類<br>・電子データ<br>・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。<br><br>③端末等は、以下の物理的対策を講じている。<br>・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。 | 【システム以外】<br>①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。<br>・私物等の使用禁止<br>・持ち出し禁止<br>・適切で管理された鍵で施錠できる書庫等での保管<br>・使用管理簿による管理<br>※特定個人情報を取り扱う機器で使用できる区民情報系ネットワークは、内部情報系・外部接続系のネットワークから分離されており、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。<br>②滞納整理関係書類等は、適切に管理された鍵で施錠保管等の安全管理措置を講じている。<br>③端末等は、以下の物理的対策を講じている。<br>・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。<br>④認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「 6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。 | 事前 | 重要な変更 |